

平成24年第3回防府市議会定例会会議録（その5）

○平成24年6月18日（月曜日）

○議事日程

平成24年6月18日（月曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（25名）

1 番	齊 藤 旭 君	2 番	山 根 祐 二 君
3 番	中 林 堅 造 君	4 番	河 杉 憲 二 君
5 番	松 村 学 君	6 番	土 井 章 君
7 番	弘 中 正 俊 君	8 番	大 田 雄 二 郎 君
9 番	久 保 玄 爾 君	10 番	山 田 耕 治 君
11 番	重 川 恭 年 君	12 番	山 本 久 江 君
13 番	藤 本 和 久 君	14 番	田 中 敏 靖 君
15 番	高 砂 朋 子 君	16 番	今 津 誠 一 君
18 番	山 下 和 明 君	19 番	横 田 和 雄 君
20 番	田 中 健 次 君	21 番	木 村 一 彦 君
22 番	三 原 昭 治 君	23 番	青 木 明 夫 君
25 番	行 重 延 昭 君	26 番	佐 鹿 博 敏 君
27 番	安 藤 二 郎 君		

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市 長	松 浦 正 人 君	副 市 長	中 村 隆 君
教 育 長	杉 山 一 茂 君	代 表 監 査 委 員	中 村 恭 亮 君
上下水道事業管理者	浅 田 道 生 君	総 務 部 長	阿 川 雅 夫 君
総 務 課 長	末 吉 正 幸 君	財 務 部 長	持 溝 秀 昭 君
生 活 環 境 部 長	柳 博 之 君	健 康 福 祉 部 長	清 水 敏 男 君
健 康 福 祉 部 理 事	江 山 浩 子 君	産 業 振 興 部 長	吉 川 祐 司 君
土 木 都 市 建 設 部 長	金 子 俊 文 君	入 札 検 査 室 長	福 田 一 夫 君
会 計 管 理 者	亀 重 正 勝 君	教 育 部 長	藤 井 雅 夫 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	堀 浩 二 君	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	高 橋 光 之 君
監 査 委 員 会 事 務 局 長	永 田 美 津 生 君	消 防 長	永 田 眞 君
上 下 水 道 局 次 長	大 田 隆 康 君		

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 徳 永 亨 仁 君 議 会 事 務 局 次 長 末 岡 靖 君

午前10時 開議

○議長（安藤 二郎君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（安藤 二郎君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。13番、藤本議員、14番、田中敏靖議員、御両名にお願い申し上げます。

一般質問

○議長（安藤 二郎君） 議事日程につきましては、先週に引き続き一般質問でございます。よろしく申し上げます。

これより質問に入ります。最初は、6番、土井議員。

〔6番 土井 章君 登壇〕

○6番（土井 章君） おはようございます。明政会の土井章でございます。

通告に従って質問をいたします。

まず、最初の質問は、緑化対策についてでございます。

去る5月27日、第63回全国植樹祭が天皇皇后両陛下の御臨席を仰ぎ、山口市阿知須のきらら博記念公園で盛大に開催されました。山口県での開催は1956年、昭和31年

の、本市の矢筈ヶ岳山麓で開催された第7回植樹祭以来56年ぶりの開催でございます。残念ながら、矢筈ヶ岳のお手植えの松は既に枯れてしまっているようではございます。

さて、今回のお手植えは、天皇陛下がアカマツ、クスノキ、シイノキ、皇后陛下がクロマツ、ヤブツバキ、ナツミカンで、お手播きは、天皇陛下がヒノキ、イチイガシ、皇后陛下がスギ、イロハモミジで、いずれも山口県の歴史、文化、生活とかかわりの深い品種でございました。

両陛下の、苗や種子に対する慈しみに満ちたお手植えやお手播きに感動いたしました。そして、酸素を吸って生きている人間にとって不可欠な樹木、さらに潤いや、いやしを与えてくれる樹木について、改めて考える、よい機会となったと思っております。

そこで、数点質問いたします。

まず最初に、防府市では、緑と花のまちづくり運動の一環として、郷土の木、花木、花を市民から募集し、1973年—昭和48年3月に、市の木はサンゴジュ、花木はウメ、花はサルビアを選定しております。

サルビアは、昨年の山口国体でも市内各所で植えられており、市民の認知度も高く、ウメは天満宮に行けば見られるし、市広報、ことし2月1日号でも紹介されておりました。しかし、サンゴジュは果たして市民権を得ているのか、疑問に思っております。

どこに植えてあるのか、どんな木なのか知らない、否、市の木であることさえ知らない人が多いのではないかと思っております。市の木として選定している以上、市役所、出先機関、公民館、小・中学校など、公共・公用施設に積極的に植栽するなど、周知方法を工夫すべきではないでしょうか。

また、ウメについても、天満宮のみならず、市役所1号館前の植え込みや公会堂前庭を梅林にするなど、市のシンボル花木としての位置づけをする工夫をしてはかがかかと考えております。

次に、防府市の街路樹は統一性も彩りもなく、思いつきのまま植栽されているのではないかと疑ってしまいます。一本の路線でも交差点を過ぎると樹種が変わったり、冬は大きな骸骨—これは産業道路や旧国道2号沿いにありますが—が、座っているようで、不気味な街路樹なども多々あります。

私の知る限り、市内で花木が植えてあるのは国道2号、右田遠ヶ崎から大道小俣地区の矮小性のサルスベリのみではないかと思っております。

そこで、提案ですが、街路樹に四季の彩りを感じる花木や紅葉する樹木を植栽してはどうかということでございます。市内には、天満宮のウメ、向島、桑山などの桜、大平山のツツジ、毛利邸のサツキ、鈴屋宇佐八幡宮のシャクナゲ、阿弥陀寺のアジサイ、国分寺の

サルスベリ、毛利邸のモミジなどなど、四季折々の花や紅葉を楽しむことができる場所がありますが、加えて街路樹も花木であれば、防府は花にあふれたまちとのブランドになるのではないのでしょうか。

既植の街路樹をにわかに変えることは難しいと思いますが、現在、新設工事中である天神前植松線、石ケ口から華園にかけての道路から、まず手がけてはどうかということを提案をいたします。

3点目は、庭木等植木の里親制度の創設についてでございます。

先日、私は岐阜県高山市の荘川桜を見に行きました。樹齢約500年のアズマヒガンザクラで御母衣ダム建設時、水没する運命でありましたが、関係者の努力でダム湖畔に移植されたもので、篠田三郎、田中好子主演の映画「さくら」や水上勉著「櫻守」にも登場し、移植の苦労話がNHKの「プロジェクトX」でも取り上げられております。

一度、伐採の運命にあった桜が関係者の並々ならぬ努力で移植され、それにこたえるかのように、見事に開花している姿に触れ、木は物言わぬが生命が宿り、大切にすればそれにこたえてくれる姿を見て感動したものであります。

さて、昨年、市は花木センター保有の樹木を希望者に無料配布されましたが、高木以外は大変人気があったと伺っております。市民の緑に対する需要は大きいものがあるというふうに私は考えております。一方で、家の建て替えなど、やむにやまれぬ事情で庭木を伐採しなければならないようなこともあります。

そこで、提案ですが、樹木が不要になった人は、伐採しないでだれかに引き取ってもらえれば嬉しいでしょうし、適当な庭木が欲しいと思っている人は、移植費がかかっても、買うよりは安く手に入れば、樹木の生を守ることにになり、一举両得ならず一举三得となります。ぜひ、市が、庭木が不要になった人と必要とする人の仲介をするような制度を創設してほしいものだと思います。

4点目は、「防府の木百選」の創設についてでございます。市内には、向島小学校のヒガンザクラ、天徳寺、光宗寺のイチョウ、小野奥畑地区の麻生のクロガネモチ、ツルウメモドキ、国分寺のシイノキ、マキ、阿弥陀寺のヤマモモ、シナボダイジュ、大道地区岩淵のイブキ、佐野若月家の臥竜松、三田尻地区正福寺のソテツ、老松神社、天満宮のクスノキなど、市民周知のものや地域の方々にしか知られていない巨木、名木、古木が幾つもあります。ちなみに、国分寺のマキは、推定樹齢千年と書いてありました。

これらの樹木は見る者に潤いや、いやしの効果を与えると同時に、何百年も生き抜いている神秘さや荘厳さに、ついこうべが下がると同時に、自然の偉大さについて考える格好の教材でもあると思います。

周南市では、徳山百樹を選定し、市民に広く親しまれているようでございます。

防府市の場合、市の面積は狭いので百選は無理かもしれませんが、五十選でもいいからそういうものを選定して市民にPRしてはいかがかと思えます。

以上4点について、執行部の考えをお尋ねします。

○議長（安藤 二郎君） 6番、土井議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

緑は私たちの生活に潤いと安らぎを与え、人々の生活に欠かすことのできない重要な役割を担っております。私もそのため、常日ごろから緑化につきましては非常に高い関心を寄せておりまして、御質問にもございました市の花であるサルビア等の花苗の無償配布事業や記念植樹事業、緑花祭、みどりの募金活動など、緑化推進委員会と連携いたしまして、積極的に取り組んでいるところでございます。

まず最初に、市の木サンゴジュ、市の花木ウメの普及についてでございますが、サンゴジュの普及状況でございますが、主に新築地緑地や四ノ楯緑地等の臨海部の都市緑地に約800本、30カ所の都市公園や児童遊園に約350本、また街路樹として、県道三田尻港徳地線——これは車塚町から英雲荘付近のところに当たりますが——及び県道防府停車場向島線、桑山中学校以南に当たりますが、この2路線の、今申し上げたようなところに約80本、市内中心部では市役所玄関前や桑山公園、西佐波緑地等に植栽されておりまして、市内では約1,230本余りとなります。

サンゴジュの認知度が低いといった御指摘でございましたが、昭和48年にサンゴジュが市の木として選定された理由といたしましては、常緑樹であり、一年じゅう緑色の輝きを持つ葉とサンゴのような赤い実をつけ、大気汚染にも強いといった点が挙げられております。

この大気汚染に強いという特性から臨海部の工場地帯に3分の2が植栽されており、中心部にまとまって植栽がなされていないため、認知されにくい状況にあるのではないかと推察しているところでございます。

次に、ウメの普及状況でございますが、市内では主に防府天満宮境内に500本、梅の小径など、天神山公園に600本、合わせて天満宮一帯に約1,100本が植栽されております。記念植樹事業として平成21年度から新築地緑地を整備し、既にウメを60本植樹いたしておりますが、本年度以降も約340本のウメが植樹できるよう用地を確保いたしております。

また、一般家庭へは、緑花祭において、苗木の無料配布等の取り組みも行っているところ

るでございます。

今回、御意見をいただきましたので、植栽されているサンゴジュやウメにネームプレートをつけることや、イベント時にパネルや写真を掲示するなどの工夫、また公共施設への植栽の呼びかけや、ホームページを有効に活用するなど、さまざまな周知方法を検討したいと考えております。

次に、街路樹に花木の採用についての御意見・御質問でございましたが、街路樹は公園や緑地などに植栽している樹木とは異なり、信号機や交通標識、架線や地下埋設物など、道路としての必要な機能を損なわないよう、限りある植栽、植樹スペースの中で、さまざまな制約のもとで育成しなければなりません。高木につきましては、路線ごとの統一感や地域の特色、景観等を考慮し、路線別に「都市計画街路 植栽樹種の計画」を定めております。

例えば、防府駅周辺には約800本の高木・低木がございますが、歩行者の回遊性を高めるため、四季折々の変化が感じられるように、花が咲く木としてハナミズキ、コブシ、ユリノキ、広葉樹としてイチョウ、モミジバフウ、ケヤキ、ナンキンハゼ、常緑樹として実の成るクロガネモチ等の高木を植栽いたしております。また、低木として、ツツジ類やアジサイ、ムラサキシキブ、カンツバキ等の花木を植栽いたしております。

御提案のございました天神前植松線につきましては、現在、高木としてケヤキを、低木にはツツジ類とヒペリカム、アベリア等の花木を植栽し、できるだけ花が楽しめ、緑のボリューム感も出せるよう整備をいたしているところでございます。

今後も「都市計画街路 植栽樹種の計画」を参考に、地元関係者皆様と協議を行い、道路幅員や周辺状況、地域性、樹種の特性を生かしながら、緑豊かな道路づくりを心がけてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

次に、植木あるいは庭木の里親制度の創設についての御意見でございましたが、家屋の建て替え等により、不要となった樹木や庭木を再利用することは、命あるものを大切にし、また、その利用を最大限に図る上からも極めて重要であると考えております。

私も過去に、道路新設事業のため、支障となって伐採される予定であった樹木を市の施設へ移植するよう指示をした経験もございますし、直近では、昨年、宮市保育所の建て替えに伴い、クスノキを近隣の児童遊園に移植するなど、樹木の有効活用をいたしております。御提案は、「緑をまもる、つくる、活かす、育てる」を基本理念とした「防府市緑の基本計画」に合致するものと考えますので、植木（庭木）の里親制度の創設について検討いたしたいと考えます。

最後に、「防府の木百選」の創設についての御質問にお答えをいたします。

歴史を刻み、心に潤いを与えてくれる樹木の恩恵ははかり知れないものがございます。特に、長い年月を経た樹木は、人々に親しみや愛着を醸し出し、地域のシンボリックな役割を果たすこともあります。近年、名木、名水等の自然景観を観光資源としてとらまえ、積極的に紹介する事例が全国的にも数多く見られるところがございます。

御案内のありました「徳山百樹」でございますが、昭和54年から昭和59年に、当時の徳山市が社寺の文化財調査の成果に、市民情報を加え、発刊したものと伺っております。

御提案いただきました「防府の木百選」の創設についてでございますが、私もこの件、全く同感です。防府市内におきましても、皆様御存じの県指定天然記念物の向島の寒桜、あるいは老松神社のクスノキ、若月家の臥竜松など、御指摘のとおり、多くの貴重な樹木があります。その他地域にも隠れた巨木あるいは名樹があろうかと思えます。

これらの樹木を後世まで伝えていくためにも、市民の皆様から幅広く情報をお寄せいただき、選定委員会を設置するなどいたしまして、選定書の授与や樹木に銘板を取りつける等の「防府の木百選」創設に向けた検討に入りたいと思えます。御理解をいただきますようお願いいたします。

以上で答弁といたします。

○議長（安藤 二郎君） 土井議員。

○6番（土井 章君） 答弁ありがとうございました。私の提案の3番目の里親制度、そして「防府の木百選」につきましては、その重要度というか、意味も御理解をいただき、「検討する」ということではございました。ぜひ、検討から実施へと、段階を踏む必要はあろうかと思えますが、ぜひ実現するように願っております。

そこで、数点、質問をいたしますが、まず、サンゴジュですけれども、私も市役所の玄関前に2本ほどあるということ、そして、俗に言う産業道路の大林寺勝間線との交差点から協和発酵の通りのところまでが、サンゴジュがあって、今、白い花が咲いておるといっても十分知っております。しかし、市民にはそれがサンゴジュというのがわからないんですよ。というのはどういうことかというたら、これは防府の木です、サンゴジュですという名札がついておればわかるんでしょうが、全くありませんもんですから、通る人からしてみたら、花が、小さい花ですけども、「花が散った後が道路がまあ汚うて」というのが、近所の人声です。ぜひ、名札をつけて市の木だということがわかれば、また、汚れて困るところから、心情的には少しは変わった気持ちになってももらえるのではなかろうかなという思いがしております。

そして、市役所前に2本ありますが、まあ、これもごくわずかですが、花が咲いておりますが、これも名札がついてない。すぐ隣には友好姉妹都市の春川であるとか、モンロー

市であるとか、高田市の木が植えてあって、立派な銘板もつけてあります。そのそばで2本の木がささやかに立っていると。ぜひ、防府の木ですから堂々と、そういう友好姉妹都市の銘板よりはもっと大きいものをつけて、ぜひ市民には知らせるべきであるというふうに思いますので、提案をいたしておきたいと思います。

そこで、お尋ねしますが、先ほど街路樹の樹種決定については、それぞれの場所場所ということですが、先ほどから出てくる産業道路でいいますと、それこそ新橋牟礼線とか、そこから始まるんでしょうが、最後の港に行くまで樹種でいうと5つか6つの樹種があります。全く同じような道路なんですけど、一番下のほうは、先ほど言いましたサンゴジュ、それから、名前はよくわかりませんが、私は知りませんが、ツタヤのところから高架の下の辺までが一つ、そして高架の下から公会堂のところの交差点、そして、公会堂の交差点から旧2号まで、そして、旧2号から上というふうに樹種が皆違います。

やはり、植物園と思えばいいのかもしれませんけど、そうじゃなくて、僕はその花木もそうですけれども、ここはウメロード、ここは、例えばキンモクセイロードというように、そのウメの木を頼っていけば自動的に天満宮に行けるとか、あるいはサルスベリをずうっと頼って行けば、いつの間にか国分寺に着くとか、そういう、何とかロード、かんとかロードというのがあちこちにもありますけども、アジサイを頼って行けば阿弥陀寺に着くとか、というような工夫が要るのではないかなと。

樹木が、葉っぱが生い茂っている——大林寺勝間線なんか生い茂ってますが——というところがあると思えば、まだほとんど葉っぱが出てないようなところもあるんですけど、やはり一本の道路はせめて、よほどのことのない限り一本の樹種であるべきではないかなというふうに思うんですが、街路樹の樹種決定には一定のルールがあるのか、あるとすればどういうルールなのか、教えていただきたいというふうに思います。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 私も、御意見全く同感で、約30年前でございますが、当時市会議員で同じことを主張しております。議事録にも載っております。

さて、今の問題ですが、これはまさに行政力の問題になってくるというふうに考えております。いい提案をしっかりと審議をして、それを生かしていける、そういうものにしていかなくてはならないわけで、街路樹を決定する植樹樹種の計画となるものが、あるようでございます。これがどういう形で進められているかについては、担当部長より答弁をいたしますが、私なりに、おっしゃることは、そのとおり、ごもっともであると、このように考えております。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 土木都市建設部でございます。

それで、街路樹の樹種計画について幾つか御説明をさせていただきたいと思えます。

実は、市長の答弁にもございましたが、防府市内において都市計画街路に限り、高木の樹種選定を過去行ってきた経緯がございます。ただいま土井議員さんから御質問がありましたが、一本の路線でありながら、いわゆる樹種が区間によって変わっていると、できれば統一してということの御提案・御意見もいただいたところがございますが、現在、私どもが手元に持ちまして、取り組んでおります樹種計画は、都市計画街路、例えば、一本のルートでございますが、その区間が途中で、構造、幅員の変更がされたりすることはしばしば行われます。途中まで幅員16メートルの街路、16メートルと申しますと防府市が管理する街路区間になります。で、それが、次の大きい交差点から先は幅員の広い街路になると。こういった25メートル相当の街路につきましては、県のほうで管理いただくという一つの仕組みがございます。

それとあわせまして規格、幅員の大小によりまして、植栽帯と申しますか、植樹帯の幅が変わってまいります。そういったことを含めまして、16メートル区間についてはこの高木を、25メートル区間についてはこの高木をという計画を実は手元に置きながら進めてまいったところがございます。

とは言いながら、先ほど御提案もいただきましたし、市長のほうからも、まあ、地元の方々の御意見も聞きながらということもございます。計画そのものも、策定をして年数が相当経過しておりますので、改めて御提案を中心にいろんな検討をさせていただきたいと思っております。

以上、御答弁させていただきます。

○議長（安藤 二郎君） 土井議員。

○6番（土井 章君） るる説明をいただきましたが、例えば、道路が、私の目から見たら道路の幅員は同じだなあと、大林寺勝間線でも市役所の前から行って国分寺鐘紡線に突き当たるまでに樹種が変わってるなあとという思いがしています。それは、もう植えてある木ですからどうしようもないんですが。そこで、先ほど、県道であればとか国道であればという話も出ましたが、市内には国直轄道路あるいは県管理道路もあるわけですけれども、これらの道路に植栽される場合、樹種について、市に協議があるのかどうか、お尋ねをしたいと思えます。

つい先日、新聞で——6月14日の新聞ですけれども——萩市は6月議会に花と緑のまちづくり条例を提案をされているということでありました。この中で、国道や県道の街路樹を選ぶ際には、市にというか、市の意見を反映させるというようなことも条例の中には

うたっているようですが、市の、今の現状はどうであるのか、そして、その相談がないとすれば今後は、そういう、市にも樹種について相談をしてもらおうべき方策をとるべきではないかという思いがしておりますが、その点についてお尋ねをします。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） それでは、続きまして、例えば県道とかの整備の際に、県のほうから市のほうへ高木等の樹種についての相談並びに協議があるかということにつきましては、最近の例で申しますと、県道整備が終わりました、市役所庁舎前の佐波新田線、それと牟礼の旧2国まで新築地から開通いたしました環状1号線、これらの高木の樹種の採用につきましては、県土木のほうからあらかじめ御相談もいただき、私どものほうもその相談にこたえる形で御要望もさせていただいたところでございます。そういったことで、それぞれ完成間際になりましてになりますが、どういった樹種を植えればよろしいかという相談は承っておりますし、それに対して御相談並びに要望があればお伝えをして、御協力をいただいているところでございます。

○議長（安藤 二郎君） 土井議員。

○6番（土井 章君） 時間もあれですので、佐波新田線は相談があったということで安心しましたが、そうすると佐波新田線でいうと、私の感じからしますと、市役所交差点から北側と市役所交差点から南側、要するに市役所の前とは樹種が違うかなと、北側はクスノキか何かのような感じがして、南は決してクスノキじゃないなという感じがしたんですが、そういう、道路の幅も変わらんというふうに思いますが、樹種を変えることを市が要請して、県はそれに従ったということになるんだというふうに理解をしておきます。

最後に質問をさせていただきますが、市は現在、景観法に基づいて防府市景観条例の策定を行っておられます。大変いいことだと思いますし、また、良好な景観に樹木は必須でございます。金沢市に何度か行ったことがあるんですが、ここもそういう景観重要樹木の指定はされておって、立派に管理もされておりました。恐らく景観条例には景観重要樹木の指定という規定が織り込まれるのでありましようが、景観重要樹木の適正な管理のための経費について、指定された後ですけれども、なかなか所有者にすべて管理をさせるというのは難しいと思いますが、これに対して、補助制度を設ける考えは持っていらっしゃるかどうか。

それともう1点、良好な景観を助長するためには生け垣は大変有効であるというふうに思いますが、生け垣を設ける場合や、あるいは無味乾燥なブロック塀を、「オオイタビ」というんだそうですが、キヅタ等のツタ類で目立たなくする場合、耐震性も増すことから補助金を出す考えがあるかどうか。なぜそういう樹木の、ツタの名前が出たかというのと、

これも先ほどの萩市の花と緑の条例の記事の中に載っておったんですが、萩市はそういうブロック塀をオオイタビ、あるいはキツタなどのツタ植物で目立たなくする場合には補助金を出すということを言っておりますが、美しい景観を保持するためには、そういう制度も設けてもいいのではないかという思いがしますが、それに対する考え方をお伺いをしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 若干政策的なことなので、私のほうからまず申し上げますが、その辺の指示を、私ももう10年ぐらい前に実は出しております。街路を幾ら整備をしても、お金をかけても、そこにあるブロックが昔のままのブロックならまだ辛抱できるんですが、新しくきれいにして整備したところにまたまた新しいブロックの塀ができるというのは何としても避けたいという思いで、景観条例の中にそのようなことが規定できないとか、あるいはそれに対して、何万円かの補助金を出すことができないとか、白壁とかレンガ塀にするというようなことはできないかとかいうようなことは投げかけてきておりますが、これも先ほど申し上げた行政力の一つであろうと、このように思っております。部局で検討も進めておることだろうと思いますので、詳しいことは部局から説明いただきます。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 土木都市建設部のほうからお答えをさせていただきます。

1点目にございました景観重要樹木につきましては、御指摘のとおり、既に私どものほうで取り組んでおります景観計画の中でも、また、今後策定を予定しております防府市景観条例の中でも検討を進めていきたいと思っております。この景観重要樹木につきましては、防府市長が、いわゆる景観行政団体の長が指定することはできるという規定になっておりますが、実は文化財等の指定を受けた樹木につきましては、その該当要件に当たらないという部分もございますので、先ほど市長のほうから、「防府の木百選」創設をこれから取り組んでいこうというふうにお答えさせていただきましたのは、文化財指定の樹木であっても、市民の方々に広く周知を図っていく方法とすれば、そちらのほうで、なお、より効果があるかなというふうに考えているところでございます。

それと、景観重要樹木、当然、指定をさせていただきますれば、そういった樹木の所有者の方に対しまして、「市長は、必要な支援を行い、または助成措置を講ずることができる」という条文が定められておりますので、今後、取り組んでまいります条例の中で、その支援制度につきましては、他市の事例なども参考にはさせていただきますながら、検討を行

ってまいりたいと考えております。

それと、生け垣についてでございますが、これも市長、申しましたように、例えば、一定地区、現在、宮市・国衙地区等で景観整備を進めておりますが、そういった地区全体を見渡したときに、例えば、ブロック塀ではなく、生け垣とか板塀であればということは私どももかねてから思っておりますが、やはりこの生け垣等になりますと、一定のエリア、ある程度地区をとりまとめた上で取り組んでいくほうが、より効果があるかと思っておりますので、これも景観計画からやがて景観条例移っていく中で、やはり重点的な地区も見定め、御協議をさせていただきながら、その地区内に限り、そういった制度を導入するという事は、もちろん考えていきたいと思っております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 土井議員。

○6番（土井 章君） ありがとうございます。前段、前段といいますか、全体的に大変市長さん御理解をいただける答弁をいただいたと思います。樹木、一朝一夕に大きくなるわけではございませんが、長い時間がかかるとは思いますが、ぜひ緑に潤う防府、ふるさと防府になるように、一步一步政策を展開していただくようお願いをいたしまして、この項の質問を終わらせていただきます。

次は、教育問題でございます。まず、学校を駐車場として利用することの是非について質問をいたします。

先日の、全国植樹祭への参加者は、市内の一定箇所に集合し、主催者が用意したバスで会場に行くというパーク・アンド・ライド方式がとられております。そして、私の住む地区の松崎小学校がその集合場所、駐車場の一つとなりました。私は学校という教育の聖地を安易に目的外利用することに、日ごろから懸念を抱いておりますので、状況を調べてみました。

当日、学校には大型バスが5台用意されておりました。運動場には、駐車用のラインが引かれ、実際に駐車場として利用した車は56台、運動場の5分の1程度でございます。気になりましたので競輪場の駐車場に行ってみました。当日は、一番下のランクのF2の2日目が開催されておりましたが、予想したとおり旧野球場、そして隣接の旧天神山公園の駐車場はガラガラでした。F2の開催のときはいつもこんなものです。なぜここを集合場所として指定されなかったのか、疑問に感じるものでございます。

そこで質問ですが、当日は松崎小学校以外、どこが集合場所あるいは駐車場に指定されていたのか。

2点目は、学校を学校行事や児童・生徒を含む地区行事以外の目的で駐車場として使用

を許可する基準はどのようになっているのか、またこの場合、だれが許可権者なのか。

そして、3点目は、今回の場合、だれが駐車場として利用することを決めたのか。以上、3点についてお尋ねします。

教育問題の2点目は、右田小学校の改築事業にあわせ、太陽光発電システムと雨水地下貯留槽を設置することの提案でございます。

右田小学校は、北側校舎が耐力度のない、いわゆる危険校舎であることに加え、校地の特性として、北側の山地が急傾斜地崩落危険区域や佐波川のはん濫時浸水想定区域になっていることから、埋蔵文化財発掘調査を行った後、来年度後半から運動場南側に新校舎を建設計画が示されました。一日も早い、移転改築が待たれるのでございます。

ところで、右田小学校は指定避難所ともなっております。土石流危険地域にあるため、平成21年の豪雨災害時には避難場所としては使用されていませんが、佐波川洪水時や地震時には避難所として使用される可能性は高いと思われまます。

そこで、校舎改築時に、太陽光発電システムと雨水地下貯留槽を設置しておくべきではないかと考えます。災害のうち、特に地震の場合、先例からも、長期に及ぶ停電・断水が想定をされます。太陽光発電は、平時には節電・省エネ効果があり、災害時には避難所の電源として使用できます。また、雨水地下貯留槽は平時でもトイレの流水や足洗い場、あるいは植木の水やりにも活用できますし、非常時にはトイレ以外に飲料水にも利用できます。山口県庁では、トイレの水は河川水を利用しておりますし、東日本大震災では、自衛隊は雨水等を浄化して飲料水や風呂水等に利用したと仄聞をいたしております。

そして、何より学校であるため、児童に与える教育的効果は非常に大きいと思っております。

今後、耐震化のため学校をはじめとする公共施設の改築にあわせ、太陽光発電システムと雨水地下貯留槽の導入が望まれると考えますが、まずモデルケースとして、右田小学校の改築にあわせ、これらを導入してはいかがかと思いますが、太陽光発電システムの導入につきましては、先日の山本議員の質問に対し、「設計時に検討する」と答弁がありましたので、ここでは雨水地下貯留槽の設置について、執行部の考えをお尋ねをいたします。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 教育問題についての御質問にお答えいたします。

学校を駐車場として使用許可する基準と許可権者の御質問でございますが、まず、松崎小学校以外で全国植樹祭のための集合場所、駐車場に指定された場所でございますが、防府市内においては市役所及び県の総合庁舎が指定されております。

次に、学校を駐車場として使用許可する基準と許可権者についてでございますが、学校

施設を学校教育以外の目的で使用する場合の基準につきましては、「防府市立学校施設の
使用に関する規則」に基づいて運用しており、その使用目的が公用もしくは公共用、また
は公益事業の用に供する場合や教育に関することである場合、社会教育活動や社会体育活
動で使用する場合、教育委員会が特に認めた場合には使用を許可することができるとして
います。

学校を駐車場として使用する場合の許可は、教育上や施設管理上の支障の有無について、
学校長の意見が付された学校施設使用許可申請書が提出され、教育委員会で許可するか否
かを判断しております。

教育委員会では、教育上、施設管理上支障なしとの校長の意見に基づき、その上で公共
性や公益性があるか否かの基準により判断をしております。公共性や公益性があれば、許
可をすることになりますが、運動場を駐車場として使用した後の清掃や整地など、使用者
としての配慮が不足していることもありますので、教育委員会といたしましても、適正な
使用や使用後の原状回復がなされているかの点検・確認等に心がけ、今後も使用者への注
意事項の徹底に努めてまいりたいと考えます。

今回の場合、だれが駐車場として利用することを決めたかについてでございますが、全
国植樹祭への招待者等の参加方法は、議員御案内のとおり、指定された集合地から主催者
側が用意したバスで会場へ行くという方法がとられました。その集合地の選定については、
県の事務局と本市の全国植樹祭担当部局との協議により、防府市役所と松崎小学校が選定
され、その申請に基づき、教育委員会として許可したものでございます。

次に、右田小学校の改築にあわせ、太陽光発電システムと雨水地下貯留槽を導入するこ
とについての御質問にお答えします。

学校施設を新しく整備する際には、児童の多様な学習形態への対応、安全性や健康面へ
の配慮、バリアフリー対策並びに環境との共生など、多様な面からの検討が必要となりま
す。

議員御案内の雨水地下貯留槽の導入についてでございますが、雨水等の利用については、
花壇やグラウンドへの散水、トイレの洗浄等において節水を図ることができ、あわせて非
常時における飲料水としての利用が考えられますので、太陽光発電システムと同様、環境
への配慮や環境教育及び災害対応に有効であると考えます。

導入については、どこまでの利用が有効でかつ効果的なものなのか、衛生面など、雨水
利用における留意点、維持管理等の観点も踏まえ、関係部局とも協議をし、検討したいと
考えております。

右田小学校の改築につきましては、これから基本設計、実施設計を行っていきますので、

環境や災害にも配慮した教育施設となるよう、具体的に検討してまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 土井議員。

○6番（土井 章君） 先ほどちょっと聞き漏らしたんですが、3番目の、だれが決めたかというのは、何か、市じゃないような感じだったんで、ちょっともう一遍、申しわけないんですが、ちょっと聞き漏らしましたんで答弁をお願いします。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 具体的な手続といたしましては、学校にまず申請書が出てまいります。

○6番（土井 章君） 手続じゃなくて、3番目の質問ですが、要するにだれがこのたび学校を使うと決めたかということ。だれが、あの学校を使おうやあと決めたかということ。

○教育部長（藤井 雅夫君） それは、答弁の中にありましたが、県の事務局と本市の全国植樹祭担当部局、具体的に申しますと林務水産課が担当ですが、そちらとの協議で決められました。

○議長（安藤 二郎君） 土井議員。

○6番（土井 章君） 「県の事務局と植樹祭担当部局が決めた」と、こうおっしゃいますが、それは、逆に言やあ、市の担当部局が「松崎小学校を使うちゃあどうですか」というふうに提案したのではないのでしょうか。でないと、県の者はどこが適切なところがあるかと知りませんよ。県の者はまず学校を使うということが一番最初に頭には浮かばんはずです、はっきり申し上げまして。県立高等学校を駐車場で使うたことはないですよ。

教育長さんもいろんなところを歩いていらっしゃいますが、およそ、よその市では、学校施設を学校のグラウンドをむやみやたらに——むやみやたらにというのは、デザインラザで行事があれば佐波小学校を使うたり、いろんなときに使ってるんですよ。そういうことは、僕は他市ではないと思ってますよ。少なくとも山口では、学校を一般のああいふ行事のときに、ああ、学校の駐車場使うたらええというようなことは全くなかったというふうに思っておりますが。

そこで1点、お尋ねしますが、先ほど、許可権者は市教委が許可するか否かを決めると、校長の意見を聞きながらということですが、それで間違いはないか確認をしたいのと、それはいつごろからそういうふうになっているのかお尋ねします。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 手続といたしましては、学校施設の目的外使用につきましては、学校のほうにまず申請が出されます。そして、通常の場合、学校長がその使用を申請された日時、教育上あるいは施設管理上、学校として使用に支障がないということであれば、それを教育委員会、教育総務課のほうにその申請書を、そういう意見をつけて回していきます。そして、通常は教育総務課長が教育委員会名で許可をします。そのときには当然公益上、規則にのっとって、問題ないというふうに判断した場合には許可をすることになります。そういった流れでございます。

○議長（安藤 二郎君） 土井議員。

○6番（土井 章君） もういいですけども、時間もありませんから。なぜ、そういうことを聞いたかと申しますと、何年か前に、佐波小学校が朝4時ぐらいから駐車場として利用されていると、そのときに、許可権者はだれかと聞いたら、学校長と言うたんですよ、その当時の人は。だから、今、教育委員会だということであれば、いつどういうふうに変ったかということをあえて聞いてみたかったんです。

そこで、最後に一つだけ伺っておきますが、今、学校運営協議会を1学期中に各小・中学校、すべての学校につくるということが言われているようですが、学校運営協議会で、この学校の駐車場化に教育上好ましくないという答えが出れば、駐車場化は防げるかどうかだけお尋ねしておきます。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 今、市内の学校では、これまでにほとんどの学校で学校運営協議会が既に設置されております。学校運営協議会の機能、権限として、学校運営あるいは施設管理の問題についても、運営委員さんからそういった、これを協議しようということがあれば当然協議できることになっております。そして、それを、意見があれば、学校長あるいは教育委員会にそういう意見を伝えるということにはできるようになっております。ですから、当然、今の議員御指摘の問題についても、学校運営協議会で協議することは可能ですし、それを教育委員会に意見としてお伝えいただくことは可能と考えております。それを受けて、教育委員会としてどのように考えるかということは、検討していくことになるというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 土井議員。

○6番（土井 章君） グラウンドをその目的外に使用を許可するかせんかということは、学校運営協議会そのものは学校運営のそのものの協議会ですから、それを、学校運営協議会が決めたことを教育委員会がそれは違う、やっぱり駐車場で貸さんにゃあというこ

とは、僕は学校運営協議会の制度そのものを否定することになると思いますよ。ということをお願いして、最後の質問に入らせていただきます。

ロープウェイ運休日の対応について、お尋ねします。

最後に、まことに残念な話ですが、実際にあった事例を披露させていただきます。

5月23日、この日は水曜日でした。全員が80歳前後の友だち同士の御婦人5人が弁当を持って大平山にツツジを見に行くことになりました。20日まではつつじまつりだったので、5人の日程が合わず23日となったようでございます。5人とも市役所発行の無料乗車証を持っておられました。国庁通、11時19分のロープウェイ山麓駅行きのバスに乗り、山麓駅までこの5人以外の乗降者はなかったようです。久しぶりの再会のため話がはずむ中、11時30分過ぎに山麓駅バス停に到着しました。急な坂道を時間をかけ、ようやくロープウェイ山麓駅に着いてびっくり。このとき初めて、5人はその日が運休日と知ったわけでございます。

5人とも主人を亡くしておられるため、迎えも呼べず、弁当を食べ、バス運転手や索道事務所への愚痴を言いながら、何もすることがないので池の金魚を見て2時間半以上を過ごし、ようやく14時10分発のバスに乗って帰られました。これがあらましです。往復700円のバス賃が無性に惜しかったと話しておられました。

今回のような事例は初めてではないと推測いたします。そして、これからは御婦人の恨み節です。一つに、このバスはロープウェイの山麓駅行きですが、「きょうはロープウェイ運休日」と、バスの車内放送があれば途中下車できた。山麓駅でバスを降りるとき、運転手が「きょうはロープウェイは運休日ですよ」と一言、言ってくれば、折り返し運転のバスで帰れた。または、下車したところに、「本日運休」の看板があれば、その折り返しバスで乗って帰れた。3番目に、せめて最上部の駐車場に「本日運休」の看板があれば、急な坂道を登らずに済んだ。折り返しのバスに間に合ったというものです。

また、無料乗車証を見せてもらったところ、実に乱暴な乗車証でありました。番号が記載してあるだけで、利用者の氏名、年齢、性別等、何も記載されておられません。しかし、死亡したら返せ、不正使用があったら取り上げると書いてありました。死亡したら返せませんし、しかし、使用もしません。また、どのようにして不正使用を見抜くのか、この乗車証では見抜けないのではないかと、大変不思議に思っております。

一方、水・木曜日は運休に気をつけろとは全くそのカードには書いてはありません。ここで、改善を要すると思われる点を数点、質問いたします。

一つは、ロープウェイ運休日には、乗客に、バスの車内放送または運転手がこのことを伝えるシステムを構築するべきではないか。二つ目は、山麓駅バス停や駐車場からの登り

口に「本日運休」の立て看板を設置すべきではないか。これは自家用車で行った場合も助かるわけでございます。無料乗車証に運休日を注意喚起する文書を入れるべきではないか、3番目ですけども。また、不正使用抑止力のためにも、利用者の氏名、年齢、生年月日、性別程度は記入すべきではないか。さらに、バス時刻表を見ると、土曜・日曜日は山麓駅発15時40分のバスが運休となっており、次のバスは16時55分となっております。一番利用の多いと思われる時間帯に運休とは、理解に苦しむものでございます。改善すべきではないかというふうに思いますが、以上4点について所見をお尋ねします。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（吉川 祐司君） ロープウェイの運休日の路線バス運行についての御質問にお答えいたします。

まず、議員の御質問にありましたような事柄に対しまして、お客様に対して、大変申しわけないと思っております。

さて、大平山ロープウェイは県内一の規模と眺望を誇り、大平山山頂公園とともに、お越しになられた皆様に対し、憩いのひとときと心の安らぎを提供する場となっております。特に、ツツジの咲く季節となりますと、テレビで盛んに映像が流されるなど、本市の特徴的な観光資源の一つとして市内外に広く認知されているところでございます。

現在、本市では、施設内の安全管理と環境美化の徹底をはじめ、山頂公園においては、「家庭の日 親子ふれあい観光イベント」を実施するなど、大平山ロープウェイの集客力の向上に取り組んでいるところでございます。

こうした中、大平山ロープウェイを訪れる方の大切な足として、防長交通株式会社により、防府駅とロープウェイ山麓駅を往復する路線バスの運行が行われております。現在、この路線バスは平日往復6便の運行が基本となっております。

そこで、まず御提案のありましたロープウェイの運休日にはロープウェイが運休している旨をバス車内でアナウンスしてはどうかということですが、運休を知らされないままロープウェイまで乗車して来られるお客様がいらっしゃるわけでございますので、運休を知らせる効果的な方法について、直ちに防長交通株式会社と協議し、実施してまいりたいと考えております。

それから、ロープウェイの無料乗車券の発行につきましては、市の高齢者福祉サービスとして高齢福祉課で行っているものでございます。この無料乗車証に運休日の注意書きがないために御利用する方に御迷惑をおかけすることになったということですが、さまざま御指摘いただきました内容につきまして、利用券の様式の変更を含め、早急に検討してまいりたいと考えております。

それから、山麓駅に「本日運休」という表示板を設置してはどうかという御提案でございますが、これ以上の御迷惑をおかけしないよう、これも早急に表示板の設置を行うことといたします。

それから、最後に、土・日のバスの運休あるいはバスの便の件でございますけれども、議員御案内のとおり、大平山ロープウェイの運休日である水曜日と木曜日に往復6便、ロープウェイの利用者の多い土・日に往復4便という形になっております。路線バスの休止日あるいは運行本数につきましては、防長交通株式会社が当該路線における乗車人員等を考慮の上、ロープウェイの運転時間にも配慮して設定されたものであるというふうに考えておりますが、今後、路線バスの乗客や大平山ロープウェイを訪れる方の利便性の向上について、改めて防長交通株式会社と協議してまいりたいと考えております。

大平山ロープウェイは、先ほど申し上げましたとおり、心の安らぐ場として、また特徴ある観光資源として、市内外に広く認知をされていると思っております。今後とも、常日ごろからお客様目線に立って、気づき、必要な対応を行うことにより、真に憩いのひとときを提供する施設となるよう努力してまいります。御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 時間がまいりましたので終わりたいと思います。

○6番（土井 章君） 今、何点か提案しましたが、早急に実施する、あるいは防長交通に申し入れるということでございました。了といたしますので、ぜひ再びこういう目に遭う人がないように措置をしていただくようお願いをして、時間が過ぎましたが、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、6番、土井議員の質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 次は、22番、三原議員。

〔22番 三原 昭治君 登壇〕

○22番（三原 昭治君） 民意クラブの三原昭治です。通告に従いまして、本市小・中学校通学区域に関する規則違反、つまり越境入学について質問いたします。

この問題につきましては、昨年12月の一般質問で取り上げました。質問に入る前に、前回御指摘しました実態について少し説明しておきます。

平成23年4月、昨年4月ですが、防府市内のA中学校、ここでは名前を今のところA中学校としておきます。A中学校に山口市から2年生生徒が3人、周南市から2年生と1年生が2人、うち2年生生徒は1年生のときには山口市の中学校、そして2年生からA

中学校へ編入しました。つまり、山口市から5人、A中学校に編入入学しております。

そして、もう1人、周南市から、これは2学期途中からA中学校に編入されております。つまり合計6人が昨年、A中学校に入学、また途中編入しております。これらの6人とも共通していることは、部活の種目が同じということです。

もう一つ、同じく昨年4月に山口市からA中学校に着任された教師の指導をそれぞれ、6人とも受けている、これはすべて共通した点でございます。また、先ほど申しましたが、周南市の一生徒は、その教師の異動に合わせて山口市、防府市のA中学校と転校をしていることとなります。

これに端を発し、A中学校ではいろいろな問題が生じ、特に地元の生徒たちは防府市中学校通学区域に関する規則、つまり決まり、ルールに反したこの実態に、黙認ですか、容認ですか、毅然とした対応をとらない学校、教師、または教育委員会にも疑問や不信を抱くなど、心に大きな痛手を負っているのが現実です。また、この問題はA中学校内だけではなく、中学校所在の地域、また他校の同様部活の教師、保護者、生徒にまで広く知れわたっております。

そこで、私は昨年12月の一般質問でこの実態について取り上げ、強く是正を求めました。その指摘に対し、教育長は、「虚偽の住民異動によって学校への転入学が行われるということは、子どもたちが置かれている、そうした自分たちの周りにある環境の背景にこのような望ましくない判断や行動があるということは、子どもたちが社会に対する、いわゆる規範意識とか道徳意識、そうしたものが薄れてしまう、というおそれがありますので、規則は規則として守っていただくよう指導をしまいたい」と述べられました。

さらに、「私ども教育委員会としましては、児童・生徒が安心して充実した学校生活を送れるような環境をつくることが第一義だと考えております」と教育委員会、さらに防府市の教育界のトップとして心強い答弁をされました。

さて、そこで、一般質問の指摘から6カ月がたちました。「学期途中であり、生徒への教育的配慮として区切りの時期にきちんと対応する」との答弁でございましたが、学年も変わり一つの区切りとなりましたが、どのように対応、善処され、生徒たちが安心して充実した学校生活を送っているのか、お聞かせください。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

〔教育長 杉山 一茂君 登壇〕

○教育長（杉山 一茂君） 小・中学校の通学区域に関する規則違反について、「防府市立小・中学校通学区域に関する規則」に反し、越境入学の実態を昨年12月議会で指摘したが、その後どのように改善されたかという御質問にお答えいたします。

12月議会でお答えしましたとおり、本市では、小・中学校の通学区域につきまして、「防府市立小・中学校通学区域に関する規則」により、住所地のある地区ごとに通学する学校が定められており、一定の理由により校区外通学を認められた場合を除き、通常は保護者及び児童・生徒がその住所地により定められた学校へ就学いたします。このことに関しましては、防府市教育委員会から各学校に対して、児童・生徒の適正な就学に十分留意するよう、これまでも文書通知を行ってきたところでございます。

本人が実際に住所地に居住しているかといった実態は、逐一調査してはおりませんが、居住の実態がない住所異動を行い、希望する学校に入学あるいは転校するといった事例が見受けられた場合には、教育委員会では、学校に対し、児童・生徒の通学実態の把握を行い、適正な就学について保護者に指導を行うよう指示してまいりました。

議員から御指摘のありました実態の解消につきましては、学校に対して、実態把握を行うとともに住所地を生活の拠点とするよう、保護者に対して指導してきているところでございます。

昨年12月の議会後、学校では、12月19日に関係保護者と改めて個別に面談を行っております。その際、学校側からは居住実態を確保するよう指導をし、それに対して、保護者側からは年明けから親戚宅や知人宅に居住する方向で努力する旨の回答を得ております。

年が明けました1月に学校が保護者に対して行った聞き取り調査の結果報告では、ある家庭では「住民票を置いてある親戚の家に泊まり、そこから学校に通うよう心がけており、今後もそのつもりである」との回答がありました。

また、別の家庭では、「親子で知人宅に住民票を異動して、そこに住んでいる」との回答。さらには、別の家庭からは「近々校区内に転居する予定で、家のめどをつけた」との回答などがあり、各家庭において本格的に住所地を生活の拠点とするよう考えているとの報告を受けておりました。3月時点で学校が保護者に対して、聞き取りを行った際にも引き続き努力をしている旨の回答があり、学校、教育委員会といたしましては、保護者のお言葉を基本的には信頼申し上げながらも、継続的に保護者へ指導を行い、生徒が安心して学校生活を送れるよう、十分な教育的配慮をしながら、できるだけ早い時期に住所地と生活実態が一致するよう努めてきたところでございます。

4月は、全保護者から住所等の家庭情報の届け出を出していただくことになっておりますが、関係保護者からは校区内の住所の届け出があり、学校といたしましては、保護者の対応を信頼し、実態調査等は行っておりませんでした。5月に入りまして、学校に対し再度確実な実態把握を行い、規則に反している場合は、適正な就学に向けて保護者へ指導す

るよう指示いたしました。

議員から御指摘いただいておりますとおり、教育的な観点からすれば、児童・生徒は保護者と生活をともにするのが当然であり、また、社会通念上におきましても、転入学のために住民票を異動し、その住所地に居住の実態がないという状況は認めがたいものでございます。就学に関して、住所地を生活の拠点とすることは規則として守っていただかなければならないものであり、それをお守りいただいていない状況は、当事者だけでなく、周囲の児童・生徒にとりましても望ましくない状況であると考えております。

教育委員会といたしましては、学校を通じて、関係保護者に対して、住所地に居住するよう引き続き指導してまいります。学校区内に生活実態がない状況が今後も続くようであれば、生活実態のあるところへ住民票を異動していただくよう、学校を通じて関係保護者に強く働きかけてまいる所存でございます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○22番（三原 昭治君） ありがとうございます。今の答弁の中に、大変、私、疑問に感じる部分がございます。これは後ほどまた質問いたします。それは何かと申しますと、「引き続き努力している」という言葉です。これは後またいろいろお尋ねしたいと思いません。

それで、ことし4月ですが、新たに入学の、新しい1年生が入ってきたわけですが、その1年生には、そういう関係はございますでしょうか、ございませんか。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 新1年生が入学してきた中にそういうふうな、いわゆる校区外からの転入による入学ということだと思いますが、A中学校のこの部活に1年生12人が入部してまいったようです。そのうち3人、いわゆる校区外から転入届を出して、そして校区に住み、現在、通学しているという報告を受けております。ただし、この者たちは現在、校区内に住み通学をしているという報告をあわせて受けております。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○22番（三原 昭治君） また3人が校区外から来られた、この理由は何ですか。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 理由と申しますと、やはり、現在、部活をやっているの、現在の通学している学校に部活も含めて、ここで学校生活を送りたいということだと思います。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○ 2 2 番（三原 昭治君） 僕は、教育長さんの発言するような、その回答じゃないですよ。それで、小・中学校学区外就学取扱要領に、区域外就学というのがありますね、区域外就学。3点あると思いますが、その3点を教えてください。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 区域外就学の3点でございますが、1点は、転居によるもの、2点、保護者の勤務等の都合によるもの、3点目として、教育上配慮を要するものの3点かと思います。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○ 2 2 番（三原 昭治君） じゃあ、その前に教育長さんが答弁された部活をやりたいからということ、どれに当てはまりますか。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 区域外就学と申しますのは、校区内に住所地を持たない者が校区の外から通うということで、この者たちは校区内に住民票を異動して住むということ、これを条件として、いわゆる通学区域に従ってきちっと通学しております。議員御指摘の校区外就学ではございません。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○ 2 2 番（三原 昭治君） 実態をつかんでいらっしゃるようですね。それで、前回、区域外就学について、教育長はきちんと述べられておりますね。ここで、まあ、先ほど3点ほど、教育的な配慮を、また住所等々申されましたが、その答弁の中に、部活動によるものは規定しておりませんので、部活動を理由としての市外在住者が本市の公立中学校へ就学することはございませんと、まあ、先ほどの答弁から言えば、それを認めているという答弁に、私は聞こえました。

それで、まだまだこの件は、また後でお話しますが、ある部活なんです、この練習実態とか、本当に私から言えば、教育委員会も本当に怠慢だなと思いますよ。学校、学校って学校に皆お任せして、学校が本当の実態を話してくればそれが一番ええですよ。話してないんですよ、いろいろ話を聞きますと。まだまだ出てくると思います。

じゃあ、一つ、今、練習ですね、その部活の練習、これはどのようになっているか。たしか聞き取り調査のときに課長も少し言われておりました、一緒にやってるよとかいう話をされていまして、報告を受けていらっしゃると思いますので、その報告についての内容を教えてください。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 部活の練習等でございますが、今年度、新入部員を含めまし

て37名が一つの部で練習しておりますが、議員御承知と思いますが、部活動も運動場とか、あるいは体育館、いろんなところでやるかと思いますが、運動場にしても、あるいは体育館にしても、学校には幾つか部がございますので、ずっと一週間通じてそこで練習する、あるいは体育館で練習する、あるいはグラウンドで練習するということできません。そうしたところで練習会場を十分確保できないため、例えば、体育館で練習できないときは、狭い空き教室とか、あるいは会議室等を利用して、練習をしているのが実態です。で、そのために狭い会場で練習日が週3日、これはもうほとんど何か個別メニューみたいな状況だというふうに聞いております。で、週5日ございます月曜から……。 (「個別というのは」と呼ぶ者あり)

個別、それぞれメニューをつくって実施している、で、週1日はいわゆる技術的な面で進んでいる、議員御指摘の、該当の生徒たちがほかの3年生、2年生の子どもたちと一緒に練習している。で、もう1日、いわゆる広い会場が使えるもう1日は、5時までは一緒に練習するけれども、5時以降、現場を離れて帰っているというふうに報告を受けております。

一部のそうした選手が社会体育の練習に参加している、これに学校でのほかの生徒が練習を効果的に行うことができるという、あわせて報告を受けております。

以上でございます。

○議長(安藤 二郎君) 三原議員。

○22番(三原 昭治君) このクラブ活動、部活動というのは、これは個人戦も団体戦もある部活でございます。一つの部活という一緒のテーマの中の練習であります。これ、市外から来られてると言われる生徒たちは、どうして5時に、どこに帰るんですか。5時になったら帰られるという話が今、答弁されましたが、どこに帰るんですか。

○議長(安藤 二郎君) 教育長。

○教育長(杉山 一茂君) 先ほど申しましたが、社会体育で行う、そういう会場に行くためにその準備をするというふうに、それで下校しているというふうなことを聞いております。

○議長(安藤 二郎君) 三原議員。

○22番(三原 昭治君) 皆さんにわかりにくいと思いますので、社会体育による練習のために行かれるって、どこに行かれるんですか。場所はどこですか。

○議長(安藤 二郎君) 教育長。

○教育長(杉山 一茂君) 山口市、以前子どもたちが在籍していた学校である山口市というふうに聞いてます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○22番（三原 昭治君） クラブ活動、入ることないじゃないですか、転入することないじゃないですか、以前いたところで皆、練習されるなら。という考えになりますよね。そういう考えに至りますよ。余り具体的な報告は受けていらっしやらないと思いますので、具体的な報告を、私がいたしましょう。

練習は、毎週月・水が一緒です。ただし、水曜日は地元の生徒と、先ほどから申しております、他市から来た生徒、いわゆる越境生徒は分けて練習しております。そして、今、教育長が言われた、ほかの曜日ですが、火・木・金は午後5時で帰り、山口市の以前在住していたところにみんなそろって練習に行きます。で、地元の生徒はもちろん地元で練習を続けております。このとき、5時に帰るのはいいんです——いや、いいことない、5時はいけないんですが——もう一つ、ちょっと質問変わりますが、ことしから必修化となった武道がありますね。何のために武道を取り入れたんですか。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 武道には、幾つか理由がございますが、日本古来のそうした、スポーツを尊重する、さらには規則やルールをきちっと守るという、そうしたねらいがございます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○22番（三原 昭治君） そうですね。おっしゃるとおりなんですけど、まあ、部活も一つのルールの中、規則の中で行われているわけですね。先生がメニューをつくって、全員6時半まで練習ですよと、これ、夏期時間というらしいんですが、なってるのに一部の生徒は特別に5時までと、これは完全な私はルール違反と思います。それと、あと土・日です。土・日は全く練習しておりませんよ、地元の学校で。地元の学校では、地元の生徒たちが練習をしております。この9名は遠征しております。県外の岡山や大分、そういうところに遠征をしております。その遠征の一部、後、紹介いたしますけど遠征をしております。ルールも何もここにはないんですよ、全く。

それと、もう1点。まあ、これもいろいろ子どもたちから、いろんな話を聞いたんですけど、昨年夏休みに山口市のスポーツ少年団の子どもたちを呼んで、中学生と小学生が練習試合を行ったと、普通中学生が小学生を呼んで、招いて練習するということはこの部活の中であり得るわけですか。どうですか。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 議員御指摘のある部において、小学生の、いわゆるスポ少のチームを中学校の部活に呼んでという、そういう練習があり得るかということですが、た

だ、私ども、地域で、例えば、子どもたちにいわゆる力をつけたいと思ったときに、スポーツのそうした指導者が中学生に、ちょっと一緒に練習させてもらえんじやろうとか、あるいは中学校、高校等で中学校と高校のそうした部活の交流とか、そうしたものはあるやに聞いております。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○22番（三原 昭治君） 私も、下手くそではありますが、高校野球をやっておりましたが、高校生の野球が中学生の野球部を呼んで練習試合をやるなんて、私は聞いたことありませんよ。今、言われた、「あるやに聞いている」て、何のクラブですか。どこでやりますか。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 高校野球と中学校の野球は、硬式野球と軟式野球の違いもあるかと思えます。ボールの大きさは少し違うかもしれませんが、例えば、バレーボールとか、あるいはバスケットボール、いわゆるミニバスもありますし、中学校、さらには高校、それぞれスピードも、あるいは技術も違いますが、そうしたところで練習を一緒にさせてもらって、いい面を取り込むということで、ルールも含めて、あるいはそうした姿勢を学ぶということでそうしたことをやってる、そうしたものはあります。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○22番（三原 昭治君） まあ、また終わってから具体的に、どこの高校、どこの中学校というのを教えていただきたいものでございます。

それで、ちょっと視点を変えますが、家庭訪問というのがございますね。入学して、家庭訪問、この目的は何ですか。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 家庭訪問、大体学年の初め、最近では時間がないということで夏期休業中にやることもあります。やはり新しい生活の初めとして、子どもたちのそうした学習あるいは学校への生活の慣れ、さらには学校からいたしますと家庭での生活あるいは学習も含めまして、そうした取り組み、生活の様子をより確実に見るということで家庭訪問し、親御さんとのコミュニケーションもとりまして、子どもたちの豊かな学校生活ができるような、そういうふうなねらいでやっておる、そういうふうに理解しております。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○22番（三原 昭治君） 当然、学校では見られない家庭の環境も知ることがあるということで、大変家庭訪問というのは重要だということでございますが、先ほどから出てお

ります市外から通学する生徒たち、この家庭訪問の時間帯ですけど、毎回、去年もそうだったらしいです、ことしもそうだったらしいですが、いつも家庭訪問の日程の最終日の最終時間、例えば一例は、午後4時30分ということになってたそうで、午後4時30分ですよ、どうして午後4時30分という時間が出てくると思われませんか。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 申しわけございません。その最終日の最終時間ということに関しましては、私ども報告、受けておりません。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○22番（三原 昭治君） じゃあ、私が学校にかわって報告させていただきます。どうして最終日の最終時間と申しますか、それは生徒を迎えに来る時間に合わせてあるわけですよ。その現場もちゃんと確認した保護者もいらっしゃる。まあ、これは要するに家庭訪問ではなくて、いわゆる学校訪問ですよ。特殊な環境にある方へ、これも教育長さんが言われる教育的配慮ですかね。わざわざ学校に来てもらって、お迎えと合わせてあげると、これも教育的判断かなと、こう思うのですが、こういう、家庭訪問じゃなくて学校訪問という切りかえもあるわけですか。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 家庭訪問というのは、各家庭にお邪魔して、学校の様子あるいは家庭の状況をお聞きするというふうことが主な内容かと思いますが、もろもろ、例えば、保護者の方のお勤めとか、そうした特殊な事情によりまして、学校で対応するといったことも中にはございます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○22番（三原 昭治君） では、この、今の私の、余りにも話が、つじつまが合い過ぎる話の中で、特殊な事情と申されましたが、まあ、おわかりになるかならないかわかりませんが、ここにもやはり特殊な事情があるわけでしょうね。そういうふうに理解されてるわけでしょう。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 学校で4時半でというふうな、面接時間と申しましうか、そうした訪問時間に合わせて学校が対応しているということは、今、お聞きしましたし、そこで子どもの様子あるいは家庭の様子について、そうしたことが保護者と学校の間、先生の間でお話がされているということについては、今、確認しております。

で、そのことについて、家庭訪問本来の趣旨からすると、やはり御家庭にお邪魔してということがやはり大切だと思いますので、そういうことができるように、これからも指導

していきたい、そういうふうに思っております。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○22番（三原 昭治君） すみません。ちょっと今、よく最後……、できるように指導していきたい、何ができるように指導していくんですか。よそから来た生徒たちには、そういうことができるように指導していくということですか。よく意味がちょっとわかりませんでした、もう一度。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 該当生徒の住所地、そこに訪問して、子どもたちの様子なり家庭の様子、そうしたものがお聞きできる、あるいはお話ができるように、それは私ども、議員に12月の議会の中でもお話しというか、お答えしておりますが、やはり住所地に居を構えて、実態があるという、そうしたことをお願いしてまいるといふふうに私どもお答えをしました。そうしたことがやはり一番大事だと思っておりますので、家庭訪問でもそうしたことができるようにという意味での、そうしたことという答えです。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○22番（三原 昭治君） 何か、答弁が情けない答弁に私、だんだん聞こえてまいりました。しかし、悪いことばかりじゃないんですね。市外から来られてるといふことで大変いいことも起こってるわけです。何が起こってるかといふと、授業に必要なプリントや宿題など、ある生徒は、地元の生徒が忘れたと、そのときには即とりに帰りなさいと、子どもたちは走って時間内にとりに帰るように努めてるそうです。そのとき子どもたちが、心にひそかに思うことが、「手を挙げなさい」と言われたときに、市外からの子どもがいらないかなと、いたら助かるんだがなと。そうなるとうなるかといひますと、即とりに帰れではなく、あす中に持って来いといふことがあるんですが、まあ、これは、もうこれを言うと何か学校全体がもうこのことを容認してる、認めてる、ある先生は言いたいわれましたよ。指摘したいと、でもよう言わないと、そこまで言われました。そういう体制なんですよ。

それともう一つ、変則的な家庭訪問やその、学校訪問ですか、忘れ物に対する件を、今一例を挙げましたが、例えば、今、通学の登下校がありますね。あのときに事故があった場合、たしか名称は、ちょっと正しいかどうかわかりません。学校保険ですか、何か生徒にかかる保険がありますよね。それ以外、通常の、正規の通学以外で事故が生じたといふときは、その保険の適用はどうなるわけですか。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） そうした正規の通学路でないところを歩いて通学していると

きに事故があったときに、補償と申しませうか、どうなるかということだと思ふんですが、いわゆるそうしたものを適用する保険もありますが、ただ、通学路でないところを通っての事故については私ども今即答しかねます、わかりませぬ。申しわけございませぬが、今……。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○22番（三原 昭治君） またお知らせいただきたい、まあ、通常、常識から考えれば、通学路じゃない通学路で事故があつて出るといふことは、まず考えられませぬ。地域には自治会保険というのがあるが、自治会活動以外では一切保険は出ませぬ。

先ほどちょっと、3人が新たに入学されたといふことですが、1人は光市ですね。それは、つかんでいらっしゃいますか。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 3人のうちの1人は光市からといふふうに聞いております。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○22番（三原 昭治君） これも生徒の話なんですけど、電車でときどき通つてよといふ話もちよつと聞きました。電車を通う、これは生徒さんが通つてるように言われただけの話で、事実か事実じゃないか私はわかりませぬ。それが事実だとすれば大変な負担だなど、そちらのほうを私は心配しておりました。しかし、学割というのがあるが、しかし、これは学割を得るためには通学許可証というのが必要になつて、まさかそういうことではないと思ひますが、これも確認していただきたいと思ひます。

それと、次に、これ、教育指導と申しますか、その部活の生徒に対して、担当の顧問の先生が、市外から来る生徒に対しては、名字じゃなくて下の名前ですね、何々ちゃんとか何々さんとか、下の名前を呼ばれると、で、地元の生徒に対して、「自分たちも下の名前を呼ばれたかつたらうまくなれ」といふ言葉発せられるんですが、これはやはり、私から見れば何か、まあ、子どもたちの前にあめ玉をぶら下げているような発言、対応に思ふんですが、これも一つの教育方法として、こういうことはあるんですか。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 指導の内容でございませぬが、叱咤激励といふ意味合いもあるかと思ひますが、そうした差のある発言については、私は不適切だと感じております。そういうことにつきましては、きちつと対応させていただきます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○22番（三原 昭治君） 「そういうことにつきましてはきちつと対応」じゃなくて、すべてをきちつと対応するといふことだと思ひますが。それで、子どもといふのは大変素

直ですね、正直、すごく正直です。部活に入るときは入部願というのが必要らしいです。そして、学年が変わると継続許可願というのが必要らしいです。これもある生徒さんに、まあ、私も、生徒さん、生徒さんに聞きたくないですよ、かわいそうです、こういう話をね。でも、すごく不満だらけで、すごく興奮して話すんですが、その市外から来た子どもの、その許可届をのぞいて見ると、「山口市……」と書いてあったそうです。「山口市」、子どもは素直ですよ。居住の実態もない、ただ見せかけの住所変更だけで住所がそんなに覚えられるもんでもない。本当に素直だなと、私はつくづく感じました。だから、こういう実態がどんどん今起こってるわけですよ。

それで、先ほどから教育長は、現場の学校に文書で調査依頼をしてると。でも、この問題が、ここまでこういうふうにとどんどん今広がってるんですよ。広がってる話を後します。どんどんエスカレートしてきてるんですよ。だから、また新しく3人入ったんでしょう。どんどん入ってきますよ、また、住所だけを変更して。

それで、居住の実態のないものについて、教育長さんは「保護者の良識ある判断の上でなされているものと考えて、その実態については個別の調査を行ってない」という答弁を前回されました。「保護者の常識上でなされてること」ということですが、常識上にたくさんこういう疑義が出てきておるわけです。常識を逸脱しておるわけです。調査ができない、現場に任せてるという、そんな逃げ腰のような、人に責任を転嫁するような方法ではなく、例えば、市の住民基本台帳記載事項実態調査実施要綱に疑義が生じた場合は、市に申し出れば調査ができるという、たしかあったと思うんですが、これは生活環境部長ですか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） おっしゃるように、住民基本台帳法に基づきまして調査できるというふうになっております。それを受けまして、本市の住民基本台帳記載事項実態調査実施要綱というのを設けておりまして、利害関係者、親族か同居人もしくは家主からの不在の申し出もしくは庁内他課からのいろんな情報、税等の集金について、また不在が確認されればその情報を伝えていただくと、教育委員会であればそういった情報も伝えていただくということで動くようになるわけですが、いずれにしても、正しい居住地へ住民登録していただくという御指導をするわけですから、基本的には教育委員会のほうで掌握していらっしゃることをそのまま御指導していただくということになるかと思えます。

例えば、居住の実態がないから職権消除というのものもあるわけですが、実は職権消除というのは市民権の剥奪ということになります。事実、教育委員会のほうではどういった

実態があるか、今も壇上で答弁されましたように、「確実な実態把握を行い云々」という答弁もございました。「生活実態のあるところへ住民票を異動していただくよう、学校を通じて関係保護者へ強く働きかけてまいる所存でございます」という答弁もございました。そういうことで、教育委員会のほうにその辺の御指導は委ねていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○22番（三原 昭治君） 職権によって削除も可能ということですが、こんなことは私もやれとは言いません。どんだけ子どもがこういうことによって傷ついてしまうかということを見ると、とんでもない私は対応——しかし、考えてみれば、例えば、11月に市会議員の選挙がございますが、よく選挙ごとによそから転入した、住所だけ移した、そういう、うわさ等が流れてきます。過去にそれでいろいろ問題になったこともあります。その場合はどうなるかと、選挙違反ですよ、完全な。居住実態も何もないのに住所だけ移したと、書類上だけ対応したということになるわけですよ。

さて、次の質問ですが、ことし1月28日に島根県の益田市で、第34回長石中学校卓球大会というのが開催されました。主催は益田、永島学園明誠高校で、益田市の、市の教育委員会も後援になっていらっしゃるという、34回という歴史ある大会でございますが、この大会にA中学校も出場しました。

で、その成績ですが大変強く、女子団体では優勝、女子シングルスチャンピオンコースでは1位、2位もA中学校の生徒、また女子シングルスエンジョイコース、個人戦ですが、これは1、2、3位をA中学校の生徒が独占、すべてこれは市外からの生徒です。が、しかし、このA中学校という名前で申し込んで出場した大会でございますが、個人の1位と個人の3位は当時小学生です。先ほど教育長さんは「中学校も高校もいろんな意味で練習も交流もあるのだろう」と言っておられましたが、1位、3位が山口市の小学生です。そして、その2人ともこの4月に入学しております、A中学校に、A中学校に入学しておるわけですよ。もう既に1月から、もうA中学校の一員として、まだ小学生であるのにA中学校の一員として活動してるわけですよ。この実態どう思われますか。これは虚偽だし、私から言えば本当、偽装ですよ。A中学校で出場した者が、小学生が混ざってるんですよ。これについてどう思われますか。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 今の1月28日の件につきまして、申しわけございませんが情報をつかんでおりませんでした。で、中学校に在籍していない者が中学生として登録し

て出るということはあってはならないことだと思います。こうしたことも含めまして、これから強く部活運営については、経営については、学校長を介して指導してまいりたいと思っております。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○22番（三原 昭治君） 部活運営ではないんですよ、これは。要するに、越境入学を容認してるからこういうことが起こるということでしょう。結果、起こってきたんですよ、こういうことが。

そこで、ちょっとお尋ねいたしますが、防府市教育委員会では、教育のまち日本一を目指すと、大変すばらしいスローガンを掲げられておりますが、簡単にでよろしゅうございます。教育のまち日本一を目指すとは、どういうものを目指されてるわけですか。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 私ども、子どもたちを見守るということに関しましては、大人がしっかり子どもたちを見守る、それは、教育的風土については日本のどこにも負けないということで、学校、家庭、地域が一体となって子どもたちを育てる、そうした取り組み姿勢でございます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○22番（三原 昭治君） その中に防府市が目指す学校というのがありますね、学校。そこをちょっと読んでいただきたいと思えます。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 防府市が目指す学校といたしましては、私ども、学校と一緒にあって、とにかく子どもたちが登校したくなる学校、保護者が通わせたくなる学校、そして市民から信頼される、地域から信頼される学校、あわせて教職員自身が誇りと働きがいを感じる学校、そうしたものを目指しております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○22番（三原 昭治君） すべて今、外れてますね、今までの質問の内容からすれば。先ほどちょっと後で話しましょうと言ったんですが、これは地元の学校だけにとどまらないんですよ。もう、地元の学校、地元の地域だけじゃなくて、よその同様のクラブ活動、先生、生徒、保護者、そういう人たちも、大変広がりを見せております。

そこで、これも子どもの言葉なんですけど、試合ごとに自分たちは補欠で、そばで見ると。すると、よその保護者たちが来て、あれはどこから連れてきたのと、どこの学校の子なのということも聞かれたそうです。最後に、前回も申しました、「やしじゃね」と、

「やし」、「やしじゃね」という、そういう比喩の言葉もかけられているんですよ。その純粋な子どもたちが、そういう言葉をかけられるということについて、子どもたちの気持ちはどうかと私は考えるんですが、教育長さんはどのように考えられますか、その比喩を受けた子どもたちの気持ちを。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 議員、先ほどから「越境入学」というお言葉を使われておられますが、これは保護者があくまでも住所地という措置をとっての、現在、学校生活、子どもたちが送っております。そうしたところで、ただ住所地に住民票を異動しても、その居住の実態がないという、そうしたところで、いわゆる虚偽の住民異動というふうなことになっているかと思えます。そうしたことに関して、これは大人にとって、大人がやることで子どもたちには責任がないというふうに私ども感じております。ただ、それから受ける子どもたち、先ほど議員申されましたが、当事者は痛く傷つくんじゃないとか、あるいは当事者も含めて周りの子どもたちも、いわゆる社会に対する規範意識や道徳性が薄れていく、そうしたことも懸念されます。今後、今まだ状態が改善、残念ながら改善できてないんですけれども、これから改善するよう、私ども学校とともに努力を続けたいと思っております。

そうしたところで御理解をお願いしたらと思えます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○22番（三原 昭治君） なかなか理解がしがたいんですが、先ほどの同僚議員の、子どもの貧困と教育行政についての質問の中で、質問は終了した後に、教育長さんは教育行政について、るる熱弁を振るわれました。その1点の一つ確認したいんですが、その、貧困と教育行政ということで、教育長さんは、人間形成で一番大切な思春期後期とまず述べられました。だからこそ格差は生じてはいけない、しかし、その前提として子どもたちは学校を選べない、だからこそ格差が生じないように努めると力説されました。どうして学校を選べないんですか。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 子どもたちは学校を選べないという、その意味でございますが、子どもたちは現在、防府市は通学区域というのを設けております。住所地のある校区に、住所地があるそのこの学校に通うということで、その学校ということも学校規模、さらにはそこにいる教職員、いろんなものがあるかと思えます。そうしたところで差が生じないよということ。そうしたことも含めて、もちろん、学校全体の平均点じゃなくて、一人ひとりの学力とか、あるいはいろんな意味での生きる力、そうしたものが育つように、

私どもはいろんな取り組みをしている、その答弁だったと思います。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○22番（三原 昭治君） 先ほども、3人の新しい生徒が転入してきたときにちょっと教育長さん申されましたが、この問題で、もう今、合計9人ですよ、9人が市外から転入して、編入してきているわけです。これ、一体何の目的だと思いますか、何の理由だと思いますか、どのように解釈されてますか。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） いろいろ、学びの中には目的があるかもしれませんが、現在A中学校で学校生活を送るといって、そうしたことで子どもの願いを保護者が手続をして、現在、そこの学校で生活を送っている、そうしたことが事実ではないかと思っております。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○22番（三原 昭治君） 教育日本一、大丈夫ですか。子どもの願いをかなえるために保護者が、実態もないようなことを、やってはいけないことをやらしていることを、今、そう言われたんですよ。これで日本一が、本当に日本一の——まあ、いいです、これは。本当にね、まあ。それと、今、これも前回の教育長さんの答弁でございますが、「子どもたちが安心して、いわゆる学校生活を送れるようにということで、混乱を招くことは私どもの真意じゃございません」、それは当然でしょうね。「なるべく早い時期に、いわゆる所在地に住居を構えるということを今、お願いしている」ということを何度も繰り返されました。これは、先ほど言いました、子どもの願いの中の、これは子どもの願い、生徒の技術力のアップのための願い、それとも優勝するという、名誉と申しますか、一つの結果ですけど、学校や教師のそういう優越感のためのものなんですか。どういうふうにお考えになりますか。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 事が中学校の部活動に関連して起こってきた事案だと思っております。で、部活動はそもそも生徒の自主的・自発的な参加により、あくまでも勝利至上主義、さらには勝つためのそうしたものではない、やはり個人の技術力云々、どちらかというところらに近いものだと思っております。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○22番（三原 昭治君） 技術力でもない、そして名誉でもない、この話はまだ拡大しているんですよ。学校内ではもうその話を通り越しておるんですよ。うまくなるとか、強くなるとか、優勝するとかいう話じゃないんです。とどのつまり、まだ奥深いものがもううわさになつとるわけですよ。今ここでは言いません。どうしてここの中学校に来なけれ

ばいけないか、じゃあ同じ指導を山口市で受けられるんなら、そこで受ければいいことでしょう、簡単なことでしょう。なぜ、わざわざここまで来るかということで、いろいろお世話になっとるわけですよ。それはまた調べられたらいいです。これはしっかり調べてください。

今までの答弁を聞きますと、居住の実態をつくってください、居住をしてくださいと、全くおかしい答弁に聞こえるわけですよ。教育委員会、学校は、ただ規則に対する実態をつくり上げようとしてるだけじゃないですか。実態があればいい、規則に書類上、そして居住している、その実態をつくり上げようとしてるだけじゃないですか。もう完全に虚偽のことをしている者に対して、その実態を今つくり上げようとしてるだけの話じゃないですか。私はこれ、正しいものと思いませんよ。正しい対応とも思えません。虚偽をしたら罪ですよ、虚偽は。もっとなぜ毅然とした態度で示さんのですか。先ほども言いましたけど、人間形成で一番大切な思春期と心が一番大事なときに、子どもたちが、今の実態ですよ、実態や現状、大人の対応、先生の対応、教育委員会の対応、この姿やありさまを見てどのように感じると思いますか。教育長さん、もう一回ちょっと答弁してください。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 部活動を通じて子どもたちの人間形成、そうしたことが大きな部活動の目的だというふうに理解しておりますが、そうしたところで、議員御指摘のような、どちらかという、大人のそうした世界でのルール違反、あるいは約束の不履行、そうしたものについては私どもこれからも対処していきたい、そういった意味で答弁でもお答えいたしました。学校区内に生活実態がない状況が今後も続くようであれば、生活実態のあるところへ住民票を異動していただくよう、私ども、学校を通じて保護者に働きかける、そういうふうに答弁したかと思えます。学校を取り巻く、こうした通学区域なり、あるいはそうした決まり、いわゆる要綱等については罰則規定がございません。ですから守っていただくように、引き続き根気強く、さらには、先ほど申しましたが、実態のある、そういうふうな手続をとっていただくということで指導してまいりたい、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 時間がなくなりました。

○22番（三原 昭治君） はい、わかりました。つまり虚偽の実態を虚偽じゃない実態に合わせようというだけの今の答弁と私は聞き入れます。この問題につきまして、地元、保護者をはじめ——ごめんなさい、中学生は、地元の中学生は何と言ってるか、「もういい、もうええ」と言ってるんですよ。もうあきらめてる。それと、保護者、その地元の

方々はこの話が今話題になっておりますので、市の教育委員会で対応できないなら、県とかそういうところにも出向こうと、そして、また、あらゆる手段を使って対応していこうというところまで、怒り心頭に、今、達しております。ということを、教育長さん、しっかり頭に入れてください。「規則に罰則はない」と言われましたが規則は守るためにあるというのは、私は何回も言いました。それをことごとく、公然と破る人に対しては、きちんともとに戻す、これが一番ですよ。つくろふんじゃなくて、もとに、規則を守るということにちゃんとしていただきたいということを強く要望します。そして、きょうの質問、きょうの質問はこれで終わります。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、22番、三原議員の質問を終わります。

ここで13時まで昼食のため休憩といたします。

午後0時 6分 休憩

午後1時 開議

○議長（安藤 二郎君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

午前中に引き続き一般質問を続行いたします。

次は、5番、松村議員。

〔5番 松村 学君 登壇〕

○5番（松村 学君） 明政会の松村でございます。今回は最後の質問となります。執行部におかれましては、答弁は短く、内容は深く、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、早速ですが、質問に移らせていただきたいと思います。

2011年3月11日、日本における観測史上最大の規模マグニチュード9.0を記録した東日本大震災により、2012年5月9日現在で死亡者1万5,858人、行方不明者3,021人、負傷者6,080人、合計2万4,959人という人的被害をもたらし、その被害額は空前絶後の16兆円から25兆円とも言われております。あれから1年3カ月がたちますが、分別されてないガレキの山がまだまだ無数に被災地のあちこちの用地を占拠し、復興住宅建設や地場産業復興もいまだできない状況にあります。

そこで政府は、岩手県、宮城県で発生した約2,200万トンのガレキの中の約400万トンを広域処理することを発表し、その後23年9月28日に東京都は約50万トン、静岡県24年3月23日約7.7万トン、山形県24年3月30日約15万トンなど、各地で受け入れを表明するに至りました。その間、山口県防府市も3月13日の記者会見で市長が震災ガレキの受け入れを表明され、市議会としても3月議会において、「東日本大震災の災害廃棄物の安心・安全な受け入れに関する決議」が全会一致で可決したと

ころです。

あれから3カ月がたち、議会にも全く報告や説明もなく、市民から、東北の早期復興のために早くガレキを受け入れるべきという意見や、危険なガレキを受け入れないでほしいという意見が議会に多数寄せられ、市民の考え方は真っ二つに割れている状態であり、市民から「市に質問しても一切回答がない」と、多数の苦情もあり、このたびの議会報告会でも、かなり質問・要望も集中したところであります。

それから、環境省は、広域処理すべき災害廃棄物の推計量は247万トンに見直されていますが、新たな受入先は決まってない状況であります。その後、5月28日の市長の会見で、「ガレキの輸送費や反対市民のことを考えれば、市からアクションできない、県と環境省が山口エコテックにアプローチすべき」と消極的かつ責任転嫁のような発言をされていますが、次の3点について質問いたします。

まず1点目として、3カ月前の3月13日にガレキ受け入れを表明して以来、ガレキを受け入れるべく、市として県内で一番に手を挙げた市長として、現在までどのように動かれてきたのか。これについては行政報告もありましたけども、市長としての動きについて。そして、市としての具体的な動きを述べていただきたいと思えます。

2点目として、週に8トンの処理が条件ということだが、当初、総量は何トンの受け入れを想定していたのか。その費用、処分量、安全対策について、どう国や県など関係部局と確認されたのか、詳細にお答えください。

3点目として、既に風評被害で苦しむ農業者もおられると聞いております。一部の反対市民も大混乱する事態となりましたが、今後、市としてどのように対応されるのか。また、表明後いつまでも受け入れないでは、被災地の気持ちを踏みにじる行為となってしまうと思えますが、今後、市としてどう行動されるのか。そして、判断のタイムリミットはいつまでと考えるのか。

以上、3点を質問いたします。よろしく願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 松村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 質問にお答えをいたします。

昨年3月の大災害につきましては、御指摘のとおりで、あえてこの中では申し上げませんが、東日本大震災により発生した莫大な量の災害廃棄物が、被災地の復旧・復興の妨げになっており、その処理がおくれていることにつきましては、私も心を痛めている一人でございます。

既に御存じかと思いますが、私は御指摘のとおり、3月12日に山口県庁に担当職員と

ともに出向きまして、以下のことを申し上げました。

すなわち、災害廃棄物の受け入れについては、広域的なコンセンサスが必要であり、県で一定の基準を定めて、焼却施設を持つ他の自治体に受け入れを求めることのリーダーシップをとっていただきたい。また、その折には、県央に位置する三田尻中関港を災害廃棄物を県内に搬送する拠点港として利用していただきたい。さらに、市所有の野積場も提供する考えがあると、こういうことをお伝えをし、翌日13日に記者会見で、その考えを表明したところでございます。

この表明に対しまして、大変大きな反響がございまして、同感いただいた市民の方々からの賛同の御意見とともに、被災地からは多くの感謝の意をいただいております。

反面、災害廃棄物の焼却により周囲が放射能に汚染され、生命・財産が危険にさらされるのではないかなどの不安を抱く方々からの御批判が多く寄せられていることもまた事実でございます。それらの御意見には、先ほどいろいろおっしゃいましたが、その都度私どもとしては御回答をお伝えしておりますことを申し添えます。

御存じのとおり、防府市は平成21年の豪雨災害の折に、全国から温かい御支援をいただいております。防府市としてできる限りの支援を行っていかねばならないという強い思いは、私のみならず、多くの市民の方々の共通の思いでもあると確信をいたしております。

それでは、まず最初の、受入表明後、現在までの動きについてのお尋ねでございますが、今定例会初日の行政報告で申し上げたとおりでございますが、まず、3月26日に環境省と山口県との共催により、災害廃棄物広域処理に係る説明会が開催され、その折には、県は一般廃棄物の処理はあくまでも市町で行うものであり、災害廃棄物の広域処理については市・町の判断で決めていただきたい。県は、受け入れについての調整は行うと表明されました。

そして、4月3日と4月25日には市長会による協議会が開催されましたが、その席で私は、県内市町が協力して災害廃棄物を受け入れる必要があることや焼却灰の処理についての不安が示される中、県の踏み込んだ調整が求められることなどの意見も申し上げているところでございます。

そのほか協議会の中で、災害廃棄物処理の安全性などのさまざまな意見交換が行われ、中でも大きな課題となっておりますのが、今ほど申し上げました、災害廃棄物を焼却した後の焼却灰の処理ではないかと思われま。県内の焼却灰の多くは山口県独自の方法で、平成12年に県主導で構築された焼却灰のセメント原料化リサイクルシステムにより、セメントの原料として再利用されておりますが、多くの疑問点が出され、現在、県と環境省

において、焼却灰の再利用について協議がなされており、その結果報告を待っているところでございます。

また、5月21日には環境省から、岩手県、宮城県における災害廃棄物推計量の見直し結果が公表され、全体量は減少しておりますが、その量は、岩手県では、通常1年間に処理する量の約1.2年分、宮城県では約1.4年分にも達する見込みと言われております。

両県では、県内での処理を最優先に、仮設焼却炉を設置するなどして、廃棄物処理に取り組まれておりますが、それでもなお、約24.7万トンが処理し切れない状況と推計されておまして、両県知事を初め、被災地の皆様は、全国の自治体で広域処理の機運が広がることを切実に望まれているところでございます。

さらに、6月6日の全国市長会におきまして、復興の大前提である災害廃棄物等処理について、莫大な量を被災自治体のみで処理することは困難でありますことから、災害廃棄物の処理に対する支援についての決議もなされ、私も賛同してきたところでございます。

次に、災害廃棄物の受け入れに係る費用、処分量、安全対策についてのお尋ねでございましたが、広域処理に係る費用につきましては、引受市町村で発生する経費は国が直接負担するわけではなく、搬出側自治体が委託料として負担することとなっております。

その委託料のうち、受入側自治体を実施する安全確認のための費用や適正処理を行うための費用については、災害等廃棄物処理事業費国庫補助金等の対象となるとともに、残る地方負担分については地方交付税措置により、全額、国が負担することとなっております。

処分量につきましては、受け入れが決定した場合、搬出先自治体と調整をして決めることとなっております。

本市の焼却施設は、稼働後30年が経過し、老朽化が著しく、定期点検とは別に補修を行いながら、日常業務を行っているという事情がございます。週約8トン、年間約400トンの受け入れを想定していることございまして、これは折々、常々申し上げているところでございます。

安全対策につきましては、4月17日に「東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理に関する基準等」が告示され、それにより受入基準、処理方法、安全性の確認方法が定められたところでございます。これによれば、搬出先において検査がされ、受入地においても検査がされ、焼却した後にも検査が行われること等、必要な安全対策が示されており、協議会においても、十分な安全対策について、さらなる検討の必要性が再確認されたところでございます。

最後に、今後の市の対応についてのお尋ねでございますが、風評被害につきましては、6月6日の全国市長会において、風評被害が生じないように、安全性の根拠について、詳細

な説明を行うとともに、風評被害が生じた場合は国が窓口を設け、責任をもって対応するなど、万全の対策を講じるよう、国に対する決議がなされており、私も同様の考えを持っております。

3月市議会定例会で議員もお話しされましたが、全会一致で決議された「東日本大震災の災害廃棄物の安心・安全な受け入れに関する決議」におきまして、他市町との合意を図ることが前提とされておりますことは、私も当初から申し上げているところでありまして、十分配慮してまいりたいと思っております。

今後も広域処理に当たっては、県の一步踏み込んだリーダーシップにより、市町との調整や山口エコテックとの調整を図ることが重要でありまして、その必要性を訴え続けてまいり所存でございます。

今後、県内各市町との調整が進み、災害廃棄物の受け入れが一刻も早くできるよう望んでいるところでございますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 松村議員。

○5番（松村 学君） 私が聞いた質問に答えていただけてないのがちょっと残念でございましたが、行政報告での話は市長会の中での話なんですね。私が聞いているのは、市内で市の担当部局はどのような動きをしたのか、その安全対策の数値においてもどのように検討して、市民に対してもどのように説明をしていく、そして、先ほど回答、市民のその質問には答えたと言われましたけど、答えてないということを報告会で聞いて、その後、総務部長に言って、また、こういった、いろんなデータがあるから、市長さんにぜひ見てくれということでそれをお渡しもしました。で、その後、何か手違いもあったみたいで、その回答が出たんか出てないんかわかりませんが、それは、私は確認してませんが、ようやくその辺から、何か回答に向けて動き出したように聞いております。ちなみに、まあ、そういった市民からのメッセージを市長自身も見て、きちっと大体把握されてるんですか。

それと、ちょっと話があればいいんですけども、市長会の動きじゃなくて、市としてどうなのか、そして市長として実際、例えば、当然、公式の場ですから、いろんな発言、向こうの、相手方の中に踏み込んだような話し合いもできないと思います。当然、周辺市の市長には、個別に行って、うちの防府市でこういうふうに受けたいと思うがどうだろうか、協力してもらえないだろうかとか、そういった話、具体的な話がされたのか、その辺が聞きたかったんですね。それを、もう一回、ちょっと御答弁ください。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 行政報告というのは、非常に重いものでありまして、議員が言われたように、市としての動きを行政の報告として必要に応じていたしているものでありまして、私見を述べたりするようなどころではございません。

それから、次に、他の市町との話をしているかしていないかについては、明らかにいたしておりますが、そのことについて言及できる状況ではございません。

それから、当初、答弁でも申し上げましたが、灰が出てくる、燃やしたら必ず灰になります。私が聞いておる限り、防府市は15%しか山口エコテックにはお届けをしていませんが——これもお金をつけてお届けをしてるんですけども——してありませんが、他の市町は、場合によっては100%、山口エコテックにその灰をお願いしておる状況でありまして、その灰をどう処分したらいいかが皆目見当がつかない、今の処分の仕方は県の主導で山口エコテックに持っていったるわけですから、これについては、どうにも、私どものほうでどうこう言えることではございません。

それから、市民からのいろいろなお話とかいうことについては、全部私がお会いすべき方にはお会いしておりますし、いろいろな文書等々は私名で御返事を出しているところでございます。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 松村議員。

○5番（松村 学君） ということは、私がこの前お渡しした資料もごらんになったということでしょうか……。ということですね。基本的に、私らも安全第一で当然考えてます。実は報告会でも、その安全性について、我々も現地に行きました。東北の岩手、大船渡市、そして陸前高田市、参りました。本当にすさまじい状況でございました。人間であればだれしも何とかしてやりたいと思うのが、本当、行った人はほとんどの、100%の方々が思ったのではないかと考えております。

で、やっぱり行ったらわかるんですよ。安全です、確かに。今の政治に対して、信頼が少なくなって——少しじゃなくて大分なくなってますけども、そういう中で、この数値が信じられないとか、そういったようなものがあるんでしょうけども、実際はきちっとした数字だと思いますし、今、100ベクレル以上のものは県外に搬出しないという、現地の方々もそのように言われてましたし、我々でも、今のクリアランスレベルという、100ベクレルのところを維持したものを受け入れるというような考え方もあると思うんですけども、実際現地に行けば、100ベクレルどころじゃなくて、58ベクレルぐらいのものなんです。この辺でもそれぐらいのものがあると思うんですよ。ということは、全然、安全であると。ただ、市民の皆さんは、もう放射能があるというだけで、アレルギー

を示してしまう。こういうものは、やっぱり市としても、受け入れを表明した市としても、きちっと市民に説明をしていかななくてはならないと思うんですよ。

で、最近、懇談会もされたと聞きました。こういうような話もされたんでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 私が3月13日に表明をしたのは、あくまでも新聞報道にもありますとおり、条件付きのことをごさいますして、条件がクリアされない以上は市民の安心・安全が確保できないということにもつながるわけでありまして、当然のことを当然のように申し上げたまでであります。

何か、ちょっと最後のところ聞き取れなかったんですが、担当部長で何か答弁ができたらしてください。

○議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 市民に対して説明云々でございますけども、このたびの災害廃棄物について、最終的にどういうふうに判断するかといったようなことにつきましては、今、県を通じまして国へ第3回目の質問を出しております。これについて、まだ答弁が来ておらんという状況の中で、その答弁をもって、国の方あるいは県の方に市長会を通じて、また説明していただくという段取りになっておるように聞いております。

これ、基本的には、実は先月の中・下旬に行われるのではないかというふうな話もあったわけですが、今、実際、まだ国のほうの動きも見えておりませんので、そういった、いろんな疑義に対して、ある程度の説明ができる段階で、また今後の方針を考えていくようになるかと思うんです。その前に市民の皆様にご説明するというのは、ちょっとまだ時期尚早ではないかというふうに考えておるところでございます。

○議長（安藤 二郎君） 松村議員。

○5番（松村 学君） いや、だからそういうことが市民の不安を増長させてるんですよ。だから、少なくとも一般的に言われてる部分については、市としてもやっぱりPRすべきなんじゃないかなと思うんですよ。それさえも知らない人、いっぱいいるんですよ。で、今、勝手に数字がひとり歩きしてる状態なんですよ。それをまず地ならしはしとかんにゃいけんのやないかと、その上で防府市のやり方、当然、防府市の安全基準をまた確立するならするでもいいでしょう。でも、確かにこの問題は国が、僕も示すべきだと思つてます。それは、一市町村でなかなか安全基準を確立してやれというても、なかなか難しい。だから、それについては、今の安全基準をやっぱり説明すべきなんじゃないでしょうか。

それと、もう一つ言わせてもらいますけど、本当タイムリーでございましたが、きょう北九州市が8月20日に受け入れると、震災ガレキを。西日本で初ということで、数字も、

木くずを中心に年間3万9,000トンの受け入れということでございます。

単独市としてもこのようにやられてますし、実際、ここの市長さんも現地に行かれて、「うちの庭で計った数字と一緒だね」と、たしか「0.05マイクロシーベルト」というふうに書かれておりましたけども、ぐらいしかなかったと。「これを言えば、市民に対しても理解がもっともっと広がるだろう」とコメントされておりましたよ。だから、こういうことをまず市長が言えば、重みもありますけども、説得力もあるということなんですよ。

で、市長が本当に受け入れようと思ってるんなら、受け入れたいという思いが強いのであれば、やっぱり現地に行かれるべきじゃないかと思うんですよ。で、そういった今後、予定もあるのか。そして、そういう思い、先ほどから県がリーダーシップを發揮してとか、国がちゃんとやってくれんにゃあとかじゃなくて、ここの北九州の市長さんはきちっとリーダーシップを發揮されて、反対も説得して——反対されてる方々もこういうふうに言われてました。マスコミの報道で言われてましたけども、今後、暴力的なそういう圧力、反対運動じゃなくて、地道にきちっと訴えていきたいというふうなことも言われて、今、動きがちょっと沈みかけてる状態です。僕はリーダーシップを發揮したら、市長が強い思いを出せば、こういうことも可能になると思うんですよ。その辺についてお尋ねします。

それと、実際、今から現地に行かれることもあるのかどうか、その辺もお聞きしたいと思えます。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 何度も申し上げておりますが、それを一々言えば時間かかりますから申し上げませんが、要するに方針が定まらないうちに市民への説明会を開くということは、かえって不安を増長させてしまうことになります。ここはよくお考えをいただきたいと思えます。

それから、市長が言えば重みがある、それはそうかもわかりませんが、防府市はわずか8トン、それも1週間に8トン、年間50週ですから、わずか400トン、400トンしか受け入れることができない程度の我が市の今の現状でございますので、他市町の調整を県にお願いをし、県で安全基準も定めてもらえんかというお願いに行って、防府市としては県の施設になりますが、中関港の野積場は市が持っておりますので、そこは提供させていただく用意があるということをお話をしたわけでありまして。

それから、最後に、被災地を訪問する気はあるかないかということですが、行きたくても私は行けません。市の職員がどれだけ多くお手伝いにも上がっておりますし、そこいらの市長からはよく電話もいただきます。情報はいろいろとっておりますが、なかなか時間

がとれないこと、それから行くからには方針をしっかり定めて行かなくては、かえって迷惑をかけに行くようなことにもなりかねませんので、行っておりません。今のところ今月中は多分行く予定にはならないと思いますし、ある一定の方向性が見えてくれば、急ぎ、行ってくることも必要であろうとも思っております。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 松村議員。

○5番（松村 学君） 市長はかなり東京のほうにも出張に行かれると思うんですけども、その後、1日ぐらい割いて行く暇は何ぼでもあったんじゃないかなと、私は思うんですよ。

それともう一つ言わせていただきます。きちっと方針を出さないと説明もできないとおっしゃいましたけども、先日、市内の今の放射能の定点観測をしようとして、500万円ほど専決処分しようとしてましたね。そういったものに500万円の金を使うのかと、あれのときは議会で、これは専決してはいけんよという話を言いまして、何とかとめましたけども、それとこれとはどう違うんですかね。責任ある、何ていうか、きちっとその方針を示さなくてはできないんだったら、500万円という大枚をやるかやらんかわからんものに使うというのは、これはどういうことなんでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 定点観測する機械を所有しておくということは、行政として私は必要なことであろうと思っております。今回は災害廃棄物を焼却する際のために、それが実行に移していく段階になったときには、今、現時点の状況はどうかということを我々として把握しておくことは当然のこととございますし、これから10年、20年先に、そんなことがあっては困りますけども、定点観測の必要性が生じてきたときに、行政体としてその機械さえも保有していないということでは、これまた困ったことにもなるわけですから、これは急ぎ、用意しようかねと、こう思ったわけですが、議会のお考えはどうも違うようだということなので、これは担当者、詳しいことは担当者に聞いていただきたいと思いますが、出していないわけでございます。

○議長（安藤 二郎君） 松村議員。

○5番（松村 学君） これは、この予算は、その道具を買うものじゃなくて、業者に委託する金なんですね。その辺が市長さん、何かどういうふうに担当から聞いて、それとも市長さんから指示が出て、そういう話になったかと思ってましたけど、全然、御存じないんですね。

○市長（松浦 正人君） わかってますよ。

○5番（松村 学君） いや、調査費ですよ、じゃあ。どこやらの地区の業者って言ってましたけど、その辺まで御存じなんでしょうかね。言うならば、こういう形で進めているわけですから、結局、市民が惑うわけですよ。当然です、これは。だから、本当にやる気があるんなら、きちっとやるべきだし、まあ、そもそも初めから条件つきという何かうさん臭い話でしたし、本当にやる気があるのかなど。市民の中ではパフォーマンスじゃないかというふうに言われてる市民もおります。それは、おもしろくないでしょう、市長も、今、こねえなこと言われても。でも、今、市民が、まだ今でも、この現時点でも、反対する人もいっぱいいらっしゃって、毎日毎日、この件について考えられて、悩んでいらっしゃいます。そういうふうに市長が発言したから始まったんです。それについてはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） どのようなお考えがあろうとも、それはその人それぞれのお考えであると。私は、どのようなお考えでもお受けとめさせていただき用意がございます。

○議長（安藤 二郎君） 松村議員。

○5番（松村 学君） だからですね、お考えがあるじゃなくて、市民は結局こういった今、市長が受け入れるという表明をしてから、本当に今、混乱しとるわけです。そして、先ほども言いましたけど、風評被害がありまして、国にその責任を求めていくべきだとおっしゃってますけども、市長が発言してそういうふうになったわけなんですね。それについては全くじゃあ責任はないと、こういうことなんでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） それを責任というのであれば、私が生きていることすべてが責任になります。

○5番（松村 学君） 責任とっていただきたいと思うんですけども、私としては。やはり市としてもアプローチすべきと思うんですよ、これについては。担当部局、どうですか。

○議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） これにつきましては市長の強い思いもありますし、早期のガレキ処理が復旧・復興につながっていくということで、非常に大切なことということは、皆さんも同じお考えだと思います。ただ、先ほど来から議員おっしゃいましたように、いろいろ最初の表明をする段階で、本市だけでは非常に難しい問題もございます。広域的なコンセンサス、広域的な理解を得るということでもありますし、とにかく安全基準が一番大事だということもございます。これは、議員おっしゃるように、県が県がとい

う話というわけじゃなくて、実際、それは大事であろうと思います。

要するに、先ほど市長、申しあげましたように、セメント原料化の問題、これ、大変ネックになっております。これがクリアする段階で、広域的にこういった問題がスムーズに行くようになるのではないかと、今、県も国へのそういう質問も出されております。そういったことで、基本的に広域、県内のコンセンサス、そして安全基準——安全だというその基準ですね、市によってはそういう基準をつくってるところもありますし、それをつくることで市民の方に御理解いただくようにまた努力すると、そういった形で今後、進めていく必要があろうかというふうに考えております。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 松村議員。

○5番（松村 学君） 事の出だしは一般質問で、この議場で、そういう災害ガレキを受け入れたらどうかという質問で、市長は、市民の反対もあるだろう、うちの焼却炉も老朽化してる、いろんな問題があるからできないと言ったんです。そして、数日後、一転して受け入れの表明、だれもが耳を疑いました。だけど、結局その短期間で、浅い考えの中で表明をしたからこのような騒動になったのではないかと、私は思っております。

普通なら、綿密にいろんなものを検討して、それから受け入れたいましようというのが普通の考え方であり、流れではないかと思えます。たった数日でそのような決断ができるのか。そして、この5月の28日には困難であると。このような流れは本当に無責任ではないかなと、私は思えます。被災者の皆さんのお気持ちを、私はある意味、酌んで、申し上げさせていただきました。

あと、じゃあ、うちの8トンについて、ちょっと触れさせていただきますが、はっきり言って、8トンといたら本当にばかにしてますよ、本当。実際でも、うちの焼却炉、一日どれぐらい焼却できるのか、そして年間はどれぐらい処理してるのか、その辺をちょっとお尋ねいたします。

○議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 焼却炉の処理能力でございますが、処理能力は一日90トン掛ける2炉ということで、180トンが公称の処理能力でございます。ただ、御存じのように、平成26年から新しい設備が供用開始ということになるわけでございますが、それまでかなり老朽化しておるとということで、今、担当の職員に言わすと、150トンレベルの能力しかないのではないかという判断をしておるところもございます。

それと、ごみの搬入量でございますが、平成23年度につきましては、焼却炉へ直接の搬入であったり、あるいは他の施設からの可燃ごみの搬入等含めまして、4万4,

760トンが可燃ごみの量でございます。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 松村議員。

○5番（松村 学君） ここに清掃事業概要ということで、これ、昔のやつなんですけど、ちょっと見さしていただきました。平成16年度では6万トンの処理をしてるんですよ。そして、今言われたように、ごみ減量化等々も市が今、施策としてやられてますし、だんだん減ってきて4万4,000トンぐらいという話でした。ということは、先ほど「年間400トンぐらいしか余力はない」と言ってましたけども、差し引きしたら1万6,000トンぐらいの容量はもともとあったわけで。で、さっき、老朽化もしてきたから180が150トンぐらいになったんじゃないかというふうにおっしゃいましたけども、もう少し精査すれば、もう少し、数千トンぐらいの受け入れというのはできるんじゃないかなと思うんですけど、どうなんでしょうか。ちょっとその辺、技術的に説明してください。

○議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 焼却炉の能力でございますが、先ほど申し上げましたように、かなり落ちておるということがやはり事実でございます。まず点検が毎月ございます。これを3日あるいは4日かけて行ったり、あるいは年に一遍の定期点検、片炉ずつですが、7日間ずつ行ったり、あるいは年に一遍、一週間かけて片炉ずつ補修工事を施しております。あるいは突発的な事故で片炉で焼却するといったようなことを含めましたら、片炉で焼却する運転期間、約100日ぐらい見込んでおります。そして、2炉で焼却できる日にちが約250日ぐらい、約300日ぐらい、まあ、延べですね。そのぐらいで考えますと、大体、今、言いました4万4,760トン、これを300日の日数ですね、割ると約150弱ぐらいになるわけです。ただ、これも現在、時期にもよるんですけども、ピットに大変積まれております。で、とてもゆとりがあるような現状ではありません、今はですね。そして、それを8トンとは言いながら受け入れることで、市民の皆様のごみを差しおいてというわけにも非常に難しいという中で、年間400トンぐらいなら最低でも可能だというふうに担当、判断したようでございます。

○議長（安藤 二郎君） 松村議員。

○5番（松村 学君） わかりました。まだちょっと、きちっとチェックしてみると余力はあるんじゃないかなと思うんですけど、もう少しその辺も研究していただいてほしいなと思っております。

じゃあ、最後に、この質問の最後を締めくくるということで、先ほど北九州市の話を見せていただきました。私としては、山口県内でやるんじゃなくて、北九州市との連携もあ

り得るんじゃないかなと思っております。当然、北九州に向かってごみを搬入してくるわけです。その途中に防府の港に寄っていただいて、荷をおろしてやるという方法も考えられるんじゃないかと思います。その辺については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） それも一つの選択肢かもしれませんが、当初、市長が表明した内容について御存じだと思いますが、要は、先ほど申し上げましたように、県内のコンセンサスを得ることで、県のリーダーシップをとっていただいて、県内全体で、全域でというのが一番望ましいだろうと。そうなれば、県央部に位置する三田尻中関港を使用して、拠点港として各県内に配送していくということが一番のねらいではございました。そういう意味からも、できましたら県内のコンセンサスというのがやはり要るのかなという気がしておりますが。

○議長（安藤 二郎君） 松村議員。

○5番（松村 学君） もう一つ言いますと、山口エコテックにこだわる必要もないと思うんですけどもね。例えば、その灰については別に埋め立ての処分だってできると思いますし、また違うところへお願いすることもできるんじゃないかと。その辺はまた、その北九州市の方々と協議をしてやる方法もあるんじゃないかなと思うんですよ。だから、すごい選択肢が広がったのではないかと思っとるんです。市長、どうでしょうか、その辺について、よろしくをお願いします。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 何度も申し上げますが、私は最初から条件がクリアされればやりましょと、こういうことを申し上げたわけで、そのことについて、条件がクリアされないから難しいという形になっていった、最初からやる気がなかったんじゃないかとか、いろんなことをおっしゃるのは勝手ですが、私は最初から条件がクリアされればということで申し上げているわけでありまして。

あえて言及しますが、3月の議会では余り積極的な考えではなかったのが何ゆえ変わったのかと、こういう御発言もございましたが、3月11日に震災から丸一年ということで、私どもは心からなる黙禱を捧げたわけでございますが、その折に私があるお方様のお言葉の中から、国民それぞれができる立場で、できることを、できるだけのことをというお言葉を耳にし、ああ、なるほどなという思いの中で、条件をクリアすることができるならばという、条件つきではございますが申し上げたわけでございまして、被災地の方々のお気持ちを逆なでするようなことは毛頭ございませんし、多くの方々から、また、それを契機に、全国からいろいろな動きが起こっていったとも思っておりまして、大いに重い一石で

はございますが、あえて一石を投じさせていただいたと思っておりますし、このことは議会の皆様方の御存念と何ら変わるところではないと、このようにも感じているわけでございます。

○議長（安藤 二郎君） 松村議員。

○5番（松村 学君） 最後に申させていただきますけども、条件というのは変えることもできると思うんですよ。それは状況が刻々と変わってるわけですから、その状況に合わせてやれるようにすればいいと思うんです。市長の思いが強いのであれば、必ず北九州の市長さんのところへ行って、うちはやる気はあるんだけど、周りはなかなかついてきてくれないと。ただ、私も被災地のために恩返しをしたいし、何とかやりたい。北九州の市長に協力してもらえないだろうか。うちは今、こういうことで問題になって、なかなかクリアできないんだが、ちょっと、そういう協議をやったりやられたら、変わってくるんじゃないですか、その条件というの。ぜひ、市長にはそれをお願いしまして、何とか被災地を救っていただきたいということだけを要望いたして、この項の質問は終わらせていただきます。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 北九州の例をお挙げになりましたが、山口県御当局においても状況が変わってくることは御存じのとおりでございます。そこらあたりもしっかり見極めながら、次なることも考えていかねばならないと、このように思っております。

○議長（安藤 二郎君） 松村議員。

○5番（松村 学君） 市長のそういう強い思いさえあれば、私はできると信じておりますから、それだけは申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

それでは次に、市民の陳情・要望についてお伺いいたします。

この5月14日から22日まで、市内15地区で開催した第2回市議会報告会においても、会の要望・意見が行政や議会に出されたところであります。

さて、私なりの気づきですが、私が出席した報告会では、何年も自治会として要望しているが、なかなか解決できない、やってもらえない、実行してもらうために何度も市に要望したほうがいいのかとのお声が多数あったように思いました。そこで、個別の要望を持ち帰り、関係各課に問い合わせたところ、口をそろえて、予算がないので長年対応できていないとのことでした。

そこで、この近年の事業実施件数と未着手件数を調べてみると、単市改良事業では平成11年予算額7,500万円、要望106件に対し採択件数103件、平成16年あたりから6,000万円に減額し、要望88件に対し採択78件、平成19年4,350万円、

要望67件に対し採択47件、平成22年予算額5,310万円と微増しましたが、要望105件に対し採択は半分の51件、23年度4,200万円と、再び減、要望98件に対し採択は3分の1の33件であり、近年では新年に入ると同時に前年度、前々年度に要望した、繰り越しした方にすべて予算が抑えられてしまって、24年度に新規で応募した方は来年、再来年を待たなければならない状況であります。

特に最近はため池の老朽化、改修の要望が多く、本年も21件の要望がありますが、現在、市内459カ所あるため池の補助額は、限度額は300万円と高額であり、事業の中でも90%の補助率と、高い補助率であり、これだけを全採択するにしても予算不足であります。

次に、道路事業単独事業分で、道路改良費は18年から22年まで1億1,000万円から1億5,000万円ベースでありましたが、23年あたりから8,600万円、24年度6,900万円と大幅に減額し、現在では要望29路線に対し、完了路線5路線、実施中が11路線、17年から積み残し、未着手が13路線であります。維持補修についても18年から20年まで9,000万円ベースから6,000万円ベースに減額し、年30件要望があり、80%の事業実施となっているが、費用が大きいものは積み残っている状態です。

交通安全事業についても、18年から20年まで8,000万円ベースでしたが、23年から5,000万円ベースに減額となり、要望に対する積み残しが増加しつつあります。

河川事業について、未着手は河川改良工事6河川で2億4,120万円、河川維持工事は6河川で2,540万円、雨水排水路維持工事6排水路で3,870万円、河川しゅんせつ工事7河川で4,710万円となり、計3億5,240万円分積み残っている状態であり、平成18年から20年まで上記4事業は1億2,000万円ベースから半分の6,000万円ベースに落ち込んでおります。

小規模治山事業や小規模急傾斜地崩壊対策事業については、山の崩壊を防止し、住民の生命を守る事業ですが、年一、二カ所程度の実施しかできないため、年々積み残っている状態です。小規模治山事業については、平成24年度、要望箇所は9カ所であり、県補助1件、単独1件実施の、未実施は7件であります。このような状況では、地域や市民の要望が実行されるのに長い年月がかかり、積み残しが増加する一方ですし、年々減額される乏しい予算では、担当課としても実行したい思いはあるが陳情者に何とも返事ができないのではないかと思います。

今述べた事業は、市民の要望の中でも特に身近で多いものです。こういった地域の要望

こそ、すぐ実行していくのが行政の務めであり、責務であると思っております。基本原則にのっとってやっていただきたいと思います。

今後、年次的に積み残し、未着手を解消するため、市民の要望と予算のバランスをしっかりとっていただきたいと思いますと考えますが、当局の御所見をお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 財務部長。

○財務部長（持溝 秀昭君） 財務部でございます。市民の陳情・要望についての御質問にお答えいたします。

御承知のとおり、市民の皆様からの陳情・要望に対しましては、市政なんでも相談課が総合的な窓口となるとともに、なんでも相談業務を兼務しております各部の部次長が、その陳情・要望や相談について、原則3日以内に対処の方向性を、相談された方に報告するということになっております。

また、自治会からの陳情・要望等につきましても、地区懇談会や移動市長室等でお聞きした内容で、即時に対応が可能なものにつきましても、その場で担当部署と連絡をとりまして、直ちに実行しているところでございます。

さて、御指摘の道路、それから河川、急傾斜地等のいわゆる土木施設、あるいは農業施設につきましても、その安全性を確保することが施設の維持管理を行っていく上で最も重要なことであり、それぞれ計画的に整備、補修を行っているところでございます。その中で、市民の皆様からの陳情・要望に対しまして、その緊急性、あるいは安全性の度合いを考慮しながら、早急に対応しなければならない案件、また年次的に対応していける案件、こうしたものを分類した上で、予算に照らし合わせまして、実行している状況でございます。

それから続きまして、市民の要望と予算とのバランスということでございますが、本市の予算編成につきましても、まちづくりの指針でございます第四次防府市総合計画の実施計画、それから防府市中期財政計画に位置づけました事業、さらには市民の皆様からの御要望を踏まえて担当課から出してきました実施の要望額、それを当該年度の、収入見込みといたしますか、収入見通し、これに照らし合わせまして、事業の優先度、それから緊急度を勘案し、予算査定を行った上で、予算の配分を行っております。

こうした予算編成において、近年、歳入の根幹を成します市税収入、これにつきましても、厳しい景気や雇用情勢、あるいは生産年齢人口の減少、それから地価の下落などによりまして、これが低迷する一方でございまして、一方、歳出におきましても、高齢化社会の進展に伴う福祉や医療、介護、これの扶助費が毎年、増加を続けております。

また、最近では、廃棄物処理施設の建設、あるいは学校耐震化などの大型事業を進めていることもございまして、御指摘の土木施設等の整備や補修に関する経費を現在では縮小せざるを得ないという状況になっております。

このように、社会保障関係費の扶助費等の割合が増加する一方で、土木施設の整備など、普通建設事業の割合が減少している状況は全国的な傾向としてもあらわれております。現下の厳しい財政状況におきまして、財政の健全性を保っていくことは財政運営上の最大の使命でございますので、その中で、毎年の予算編成におきましては、市民の御要望と予算のバランスをしっかりと、市民の皆様からの要望等には、年次的に着実に実施するため、できる限りの予算を配分してまいりたいと思っておりますので、どうぞ御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 松村議員。

○5番（松村 学君） 今、中期財政見通しのお話をされまして、財政的に厳しいというような話もありました。で、実は今、財政見通しが手元にありまして、見ていますと、一般会計基金の推移ということで、23年度から28年度までをシミュレートしているわけなんですけども、ここで積立金が3億円とあります。これは恐らく財調の積み立ての金額を書いてあるんかもしれませんが、毎年、こんな金額じゃないと思うんですよね、財調に積み上げてるのは。本年度、この議会にも上がっていますが、7億5,000万円、財調に積み立てるとい話がありますね。それ以前についてもかなり不用額が出ております。この22年度決算におきまして、一般会計の歳入歳出の差引額は22億7,000万円、実質収支は19億9,000万円の大幅黒字で、不用額は17億4,000万円も出ているわけで、市民の要望が満たされない中で、こんなにいきめがいかない予算配分については、やっぱり見直していくよう、決算でも申し上げさしていただきましたし、実際、12月ぐらいになれば、その年度の収支見込みも、かなりクリアに出て、不用額も大体予測できると思うんです。

そうなったときに、多ければ、昔もやりましたけども、12月越えて予算が大幅に余るようであれば、こうやって市民が困窮してる、生活に直結してる事業に、今の河川とか、道路とか、がけ崩れ対策とか、あとはまた、農業の単市改良であったりとか、こういったものにつけてあげりゃあええと思うんですよ。どうですか、その辺については。

○議長（安藤 二郎君） 財務部長。

○財務部長（持溝 秀昭君） それでは、ただいまの御質問にお答えしますが、まず1点目の、中期財政計画の中で、今、基金は、毎年、3億円ほど積み立てるとい、推計とい

いますか、計画を立てています。これにつきましては、これまでの毎年の積み立ての実績、例えば17年度が3億6,000万円、18年度が4億3,000万円、19年度が4億円、20年度が4億5,000万円、21年度決算で4億5,000万円、こういった大体のペースで、一応ここにも書いてありますが、決算剰余金の2分の1を財調に積み立てるということで、3億円をとりあえず計上しております。

それともう1点は、防府市の基準財政額といいますか、これが約220億円程度なんです、毎年。この場合ですと、実質収支比率というのが3%から5%が、これは全国ですけど、3%から5%の中の実質収支比率が好ましいということで、防府市の場合でしたら、その額でいくと、6億円から11億円ぐらいまでがその中に入ります。

今年度、先ほど言われましたのは、あれは、昨年度の数字ですが、今年度はその実質収支額が15億2,300万円です。それから言うと、確かに6.9%ですので、ちょっとは多いんですけど、読み違いがあったとしても多いほうへ振れてるので、その辺は財政的には逆にいいかなというふうに思っております。

それと今、中期財政計画のこの基金でいきますと、3億円積み立てることにはしておりますが、毎年約10億円程度の財源不足が生じますので、このままでいくと28年度には4億円しか財政調整基金がなくなってしまうんです。そうならないように、財務部としては少しでも、確かに、市民の方の安全・安心を守る施策には、十分これからはつけていきたいと思いますが、そういうことはやっていきますけれど、すべてを毎年使っていくということになると、やっぱりちょっと財政的には難しくなりますので、今後、そのバランスをとりながらやらしていただきたいと思っておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 松村議員。

○5番（松村 学君） ちょっと時間がないのでまとめて質問しますが、今の予算ベースでいった場合、今ある要望の箇所って、全部終わるのにどれぐらい年月かかるんでしょうか。

それと、実際、いつもかつもじゃなくて、今すぐく積み残ってるので、ここ二、三カ年ぐらいでも集中的にやったらどうかというような提案でもあります。それについてもお答えしていただきたいですし、また商工会議所でも前倒し、公共工事発注、要望されておりますね。今、景気がいい状態ではありません、防府市も。そういった思いでも、積み残ってるやつを集中的にどんと来年、再来年ぐらいで出して処理すれば市民も喜ぶし、業界の方々も喜ばれるし、いいのではないかなと思ってるんです。その辺についても、ちょっとお答えください。

○議長（安藤 二郎君） 財務部長。

○財務部長（持溝 秀昭君） 今、議員御指摘のとおりで、確かに今、経済的に落ち込んでる時期ですので、この前から国が21年度、22年度で経済対策を立てましたように、そういった時期には、投資的経費もずっと防府でも膨らんでます。こういったことが防府でもできれば一番よいかと思ってます。

で、予算の組み立てにつきましては、毎年、現場からしっかりヒアリングをしてやっておりますので、積み残しが多いということであれば、それに対応するよう予算を組んでまいりたいと思いますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 時間がまいりました。

○5番（松村 学君） もう時間が来ましたので、最後にちょっと指摘だけ、指摘とお願いをさせていただきます。

最近、いろんな、そういった道路課、河川課とか行きますと、職員がほとんどおりません。何でかといいますと、予算がないから、できるところは全部やろうということで、職員が全部出払ってます。これ、いいことなんですけど、でもそのおかげで、市民がこの川をどういうふうに直したらいいんだろうか、道路をどのように直したらいいのかという管理の仕事、そういったものができてないような気がします。

本来、道路課の職員、河川課の職員、農業農村課の職員は、やはりこういった事業を管理して、設計をして、計画をつくって行って、そして少しでも早く市民の課題を解決するのが仕事だと思うんです。ぜひ、今後、ちょっとその辺にも配慮していただいて、予算をつけていただけたら、本来の職員の仕事ができる、市民の要望も早く解決できるような気がいたします。

それともう一つ、要望でございますが、実は急傾斜崩壊対策については、倉敷市で事業施行条例を制定し、市単独で補助要綱をつくって、そういった事業をされております。県に今、こういった補助事業をお願いをして、今、防府市としてもやってるんですけども、なかなか県でも、もう積み残ってて、なかなか採択されない状況らしいです。

防府市としても、こういった災害を受けた、土砂災害を受けた防府市としましても、ぜひ、このような命の危険が及ぶ急傾斜対策、市独自で何とかできないだろうか、条例化してできないだろうか、こういったこともぜひ担当部で研究していただいて、何とか市民の基本的な陳情・要望である、こういった道路であり、河川であり、そういった農業部門、がけ崩れ対策について、しっかりと市として取り組んでいただくよう強く要望いたします、質問を終わります。すみません、長時間、ありがとうございました。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、5番、松村議員の質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） これをもちまして、通告のありました一般質問はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、7月2日、午前10時から開催いたします。その間、各常任委員会におかれましては、よろしく御審査のほどお願いいたします。お疲れさまでございました。

午後2時 4分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成24年6月18日

防府市議会議長 安藤 二郎

防府市議会議員 藤本 和久

防府市議会議員 田中 敏靖